

しらはまウィズプラン 第2次白浜町
男女共同参画基本計画

2024

令和6年3月

白浜町

はじめに

白浜町は、平成 25 年 3 月に「白浜町男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざした取組を進めてまいりました。

この度、第 1 次基本計画の策定から 10 年以上が経過し、社会情勢等の変化に対応するため計画を改定することといたしました。基本的な部分においては、これまでの一貫性と継続性を保持しつつ、国、県及び町の関連する計画との整合を図るとともに、本町の男女共同参画に関する住民アンケート調査結果、さらに今日の様々な社会情勢の変化なども踏まえて改定作業を進めてまいりました。

本計画では、改めて基本的な男女共同参画の大切さを認識する中でその強化を図っていくことや、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた労働環境の整備、そして女性への暴力根絶に向けた取組を継続していくことに加え、社会を取り巻く環境の急激な変化の中で、新たな視点として多様性への理解や尊重についても目標としているところです。

男女共同参画社会の実現に向けては、町民や事業所、関係団体の皆様との連携と協働が何より大切であり、皆様からのより一層のご理解、ご協力をいただきながら、着実に本計画に基づく施策・事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、今回の計画策定にあたり、白浜町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、ご協力、ご尽力いただきました全ての皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

白浜町長 井瀬 誠

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制と経過	2
第2章	白浜町の現状及び課題	4
1	近年の男女共同参画の動き	4
2	統計資料等からみる現状と課題	6
3	住民アンケート調査結果からみる現状と課題	14
4	白浜町の男女共同参画を推進する上での課題	32
第3章	計画の基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本目標	34
3	本計画におけるSDGsの視点	35
4	施策体系	36
第4章	計画の内容	38
1	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	38
2	基本目標2 働く環境における男女共同参画の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	43
3	基本目標3 安心・安全の社会づくり 【配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画】 【困難女性支援法に基づく市町村基本計画】	49
4	基本目標4 行政をはじめとする政策・方針決定過程における 男女共同参画の推進	56
第5章	推進体制	60
1	庁内推進体制の整備	60
2	進捗状況の把握及び公表	60
3	PDC Aサイクルによるフィードバック	60
4	中間見直し	60

資料編	61
数値目標一覧	62
白浜町男女共同参画推進懇話会要綱.....	63
白浜町男女共同参画推進懇話会委員名簿.....	65
男女共同参画社会基本法.....	66
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	70
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	79
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	87
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	88
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 ...	93

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です（男女共同参画社会基本法第2条）。

白浜町では、この男女共同参画社会の実現に向けて、平成25年3月に「白浜町男女共同参画基本計画」を策定しました。そして、一人ひとりが互いの人権を尊重し、お互いを認め合うことで心豊かな人間性を育み、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる、活力あふれるまちづくりを町の将来像として、男女共同参画を進めるための「意識づくり」、「地域づくり」、「職場づくり」、「社会づくり」に取り組んでまいりました。

計画策定から約10年が経過し、「女性活躍推進法」などの新たな法律が制定されるなど、男女共同参画を取り巻く環境は大きく進展しています。これらの状況の変化に対応するとともに、改めて白浜町の状況を把握しさらに男女共同参画を推進する必要性があり、この度、基本計画を見直すこととしました。

2 計画の位置付け

基本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に基づき定められるものです。

また、「第2次白浜町長期総合計画」を上位計画とし、長期総合計画第Ⅲ部第1章「豊かな心を育むまちづくり」の第2「個々が尊重される社会の形成」の中に位置付けられています。

なお、第4章2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条第2項に基づく白浜町推進計画として位置付けます。第4章3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」第8条第3項に基づく白浜町基本計画として位置付けます。

基本計画は、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画となるもので、改定にあたっては国の男女共同参画基本計画及び和歌山県男女共同参画基本計画を勘案して整合性を保つものとしします。

用語解説

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号。男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため制定された法律。

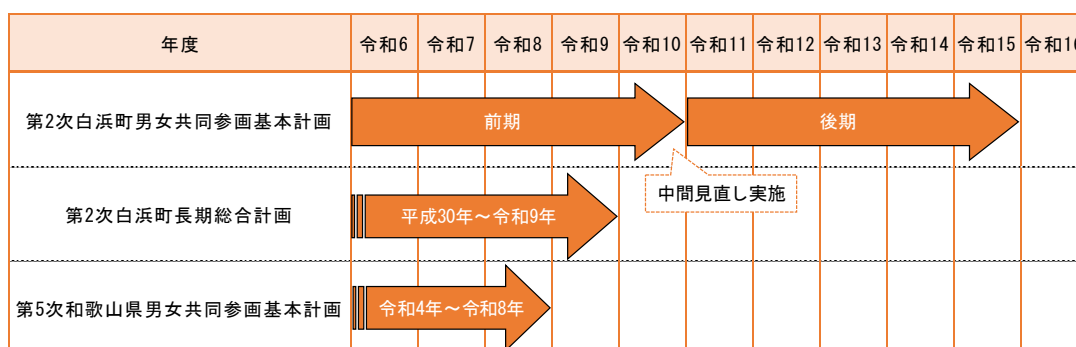
女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために制定された法律。

基本計画においては、男女共同参画社会の形成を確実に進展させることができる計画であることを重視し、目標を定め、担当部局を明確にし、定期的に成果を評価して、見直すものとしします。

3 計画の期間

基本計画の計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とし、5年目の令和10年度に中間見直しを行います。



4 計画の策定体制と経過

(1) 住民アンケート調査の実施

計画策定にともない、基礎資料を得るため「男女共同参画に関する住民アンケート調査」を令和5年9月に実施し、20歳以上の町民の皆様から男女共同参画に対する考え方や意識、職場や暮らしの場での現状・実態について把握しました（アンケート配布数1,000に対し回答数は350）。調査結果からみえる課題をもとに、今後の施策を検討し、計画を策定しました。

(2) 男女共同参画ワーキンググループ会議での検討

庁内の男女共同参画社会づくりにかかわる施策や事業を担う係から選出された委員により、現状と課題に関する討議を行い、計画骨子ならびに施策の方向性について検討しました。

(3) 男女共同参画推進懇話会の開催

計画策定にあたり、広く住民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた対策を総合的に推進するため、懇話会を設置しました。懇話会は、男女共同参画に関連する活動に取り組み、知識経験を持つ関係団体の代表者等から構成されており、4回の開催で、住民アンケートの内容、計画骨子案、計画案等について協議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

広く住民の意見を本計画に反映するため、本計画を策定する過程で、計画案をホームページ上などで公開し、パブリックコメントを行い、広く住民意見の収集に取り組みました。

(5) 策定の経過

年月	項目	内容
令和5年7月	第1回懇話会	・改定経緯説明 ・住民アンケート調査の内容に関する協議
令和5年9月	住民アンケート調査の実施	・男女共同参画に関する住民の意識・考え等について調査を実施
令和5年11月	第1回ワーキンググループ会議	・住民アンケート結果報告 ・計画骨子案について協議
令和5年12月	第2回懇話会	・住民アンケート結果報告 ・計画骨子案について協議
令和6年1月	第2回ワーキンググループ会議	・計画案について協議
令和6年1月	第3回懇話会	・計画案について協議
令和6年2月	パブリックコメントの実施	・計画案に対する住民意見の聴取
令和6年2月	第4回懇話会	・パブリックコメントに対する回答について報告 ・計画最終案について協議

第2章 白浜町の現状及び課題

1 近年の男女共同参画の動き

(1) 国際的な動き

国連は、昭和50年の「国際婦人年世界会議」において、各国及び国際レベルで婦人問題について行動を起こすよう呼びかけました。昭和54年には「女子差別撤廃条約」が採択され、女性に対するあらゆる差別解消が打ち出されました。平成7年、北京で開かれた世界女性会議では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、平成12年の「女性2000年会議」では、「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成27年、国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と17個の「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しました。国連加盟国は、令和12年を目標に、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残さないための取組に向けて、力を合わせていくこととなります。男女共同参画関連の目標としては、目標5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」があります。令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の流行下、女性の失業や女性への暴力の深刻化が世界各国で報告され、国連事務総長は、この状況からの回復には女性と女児を対応の中心に据えるよう各国に要請しました。

(2) 国の動き

昭和50年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されて以降、世界の動きも見据えながら様々な制度改正が行われてきました。昭和60年には、企業における採用から定年、退職、解雇にいたる雇用管理において、男女の均等な機会・待遇の確保を義務付ける「男女雇用機会均等法」が施行されました。平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年の平成12年には、最初の「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。平成13年には「DV防止法」、平成27年に「女性活躍推進法」、平成28年には「政治分野における男女共同参画推進法」が施行されるなど男女共同参画社会の構築に向けた法整備が進みました。

ただし、世界経済フォーラムが発表した令和5年の日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中125位と下位に位置し、平成18年の公表開始以降では最も低い順位となりました。政治分野、経済分野での男女格差は大きく、管理職に占める女性割合の低さ、同一労働における男女の賃金格差など改善すべき課題が山積しています。国は「男女共同参画白書〈令和5年版〉」の中で、サラリーマンの夫と専業主婦から成る家庭を前提とした「昭和モデル」から、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、「令和モデル」への早期転換が必要であると指摘しています。そして、そのためには、男女共同参画施策だけでなく、こども・子育て施策、働き方改革、税・社会保障制度等、相互の関連

を見ながら同時並行で、官民総力を挙げて推進していくことが求められると結び、今後の施策展開を図るとしています。

(3) 和歌山県の動き

和歌山県では、昭和 52 年に青少年局育成課内に女性行政担当窓口を設置し、男女共同参画の取組を開始しました。翌年には庁内関係課室で構成する婦人問題連絡会議や有識者などによる婦人問題企画推進会議を設置するとともに、昭和 57 年には「和歌山婦人施策の指標」を定め、様々な意見を取り入れながら、効果的な施策展開を進めてきました。

平成 10 年には女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として「県女性センター」を設置しました。女性センターは男女共同参画センターと名称を変更し、「男女共同参画社会実現」のための様々な活動と交流の場として、その役割を果たしています。

平成 14 年には、広く県民の意見を取り入れた和歌山県男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画を計画的に推進しようと、県、県民、事業者の責務を明記しました。平成 15 年には、最初の和歌山県男女共同参画基本計画を策定し、数次にわたる改定を経て、現在は「和歌山県男女共同基本計画〈第 5 次〉」のもと、総合的な男女共同参画推進施策が展開されています。

用語解説

ジェンダー

社会的性別。生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習など社会的・文化的に形成された性別。

世界経済フォーラム

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。0 が完全不平等、1 が完全平等を表している。

2 統計資料等からみる現状と課題

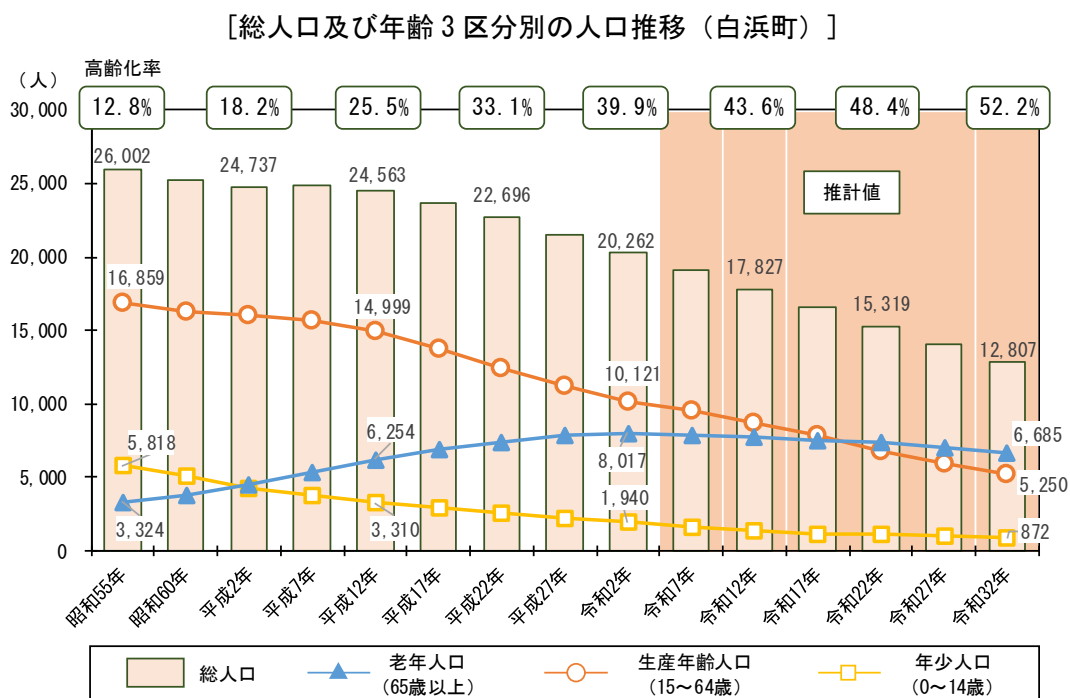
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口及び年齢3区分別の人口推移

○10年間の人口減少率は1割超、高齢化率は39.9%に

令和2年における白浜町の総人口は20,262人となっており、平成22年からは10.7%減少しています。人口が減少する中で、少子高齢化も進んでおり、総人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は39.9%で、和歌山県平均の33.4%、西牟婁郡平均の35.8%を上回っています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、人口減少ペースは加速し、令和32年には12,807人(令和2年からの減少率は36.8%)まで減少する見込みです。また、令和22年には、老年人口が生産年齢人口を上回り、深刻な労働力不足が懸念されます。



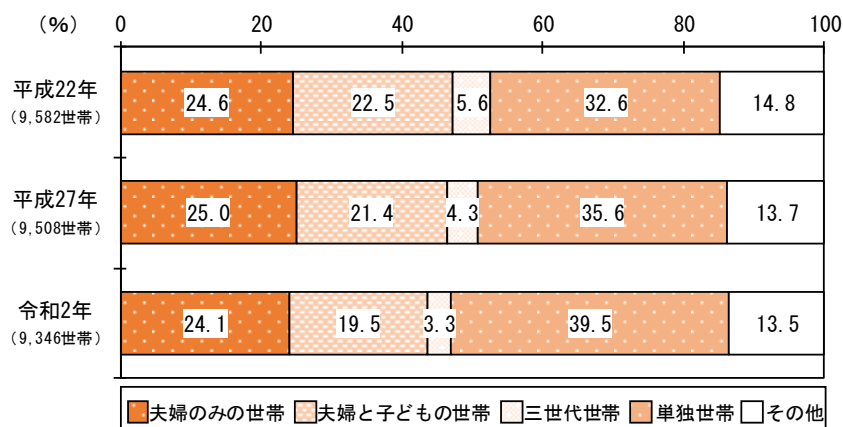
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月)

② 世帯の状況

○単独世帯が増加し、総世帯の約4割を占める

令和2年における白浜町の総世帯数は9,346世帯となっており、平成22年からは2.5%減少しています。ただし、核家族世帯や三世帯世帯が減少する中で、単独世帯（特に世帯主年齢65歳以上の単独世帯）は増加しています。

[家族類型別に見た世帯割合の推移（白浜町）]

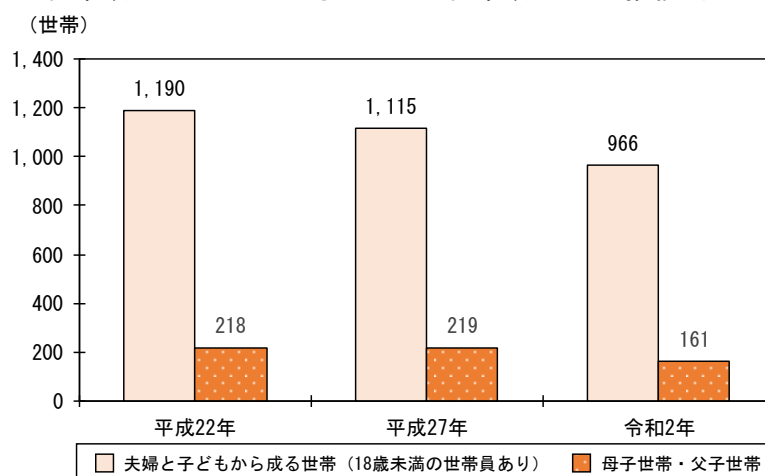


(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○子育て世帯は10年間で18.8%減少

白浜町における子育て世帯数は平成22年の1,190世帯から令和2年には966世帯まで減少（減少率は18.8%）し、総世帯に占める割合は12.4%から10.3%まで低下しています。

[子育て世帯数^(注1)ならびに母子・父子世帯数^(注2)の推移（白浜町）]



(注1) 夫婦と子どもから成る世帯のうち18歳未満の世帯員がいる世帯を「子育て世帯」としている。

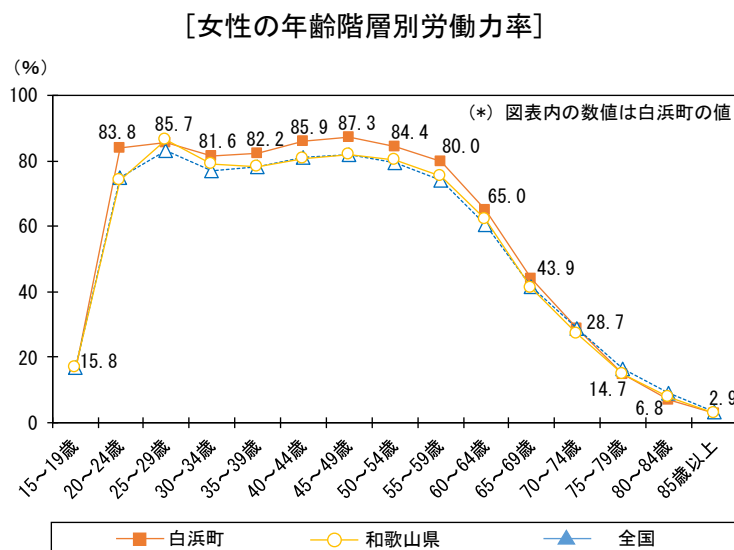
(注2) 女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯を「母子世帯・父子世帯」としている。

(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

(2) 就業の状況

○白浜町における女性の労働力率は高い

20～24歳から60～64歳までの年齢階層で、白浜町は和歌山県や全国よりも高い労働力率^(注)となっています。

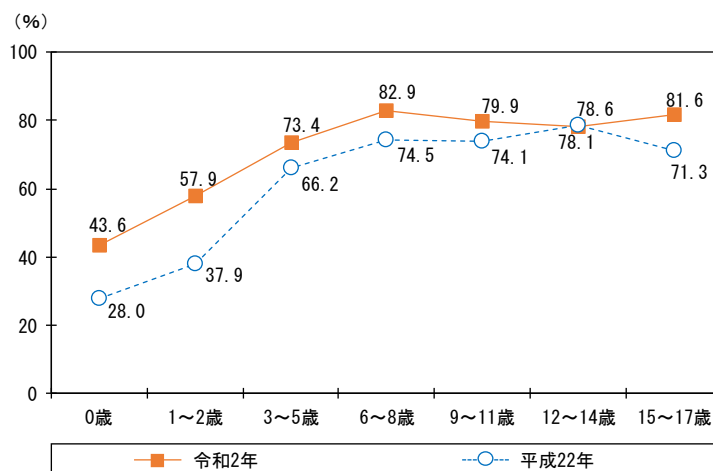


(注) 労働力率とは15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口は就業者数と完全失業者の合計。
(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○子育て世帯における共働き率が大きく上昇

子育て世帯における共働き率を平成22年と令和2年で比較した場合、大きく上昇しています。最年少の子どもが0歳の家庭においても、共働き率は43.6%となっており、平成22年の28.0%からは15.6ポイント上昇しています。

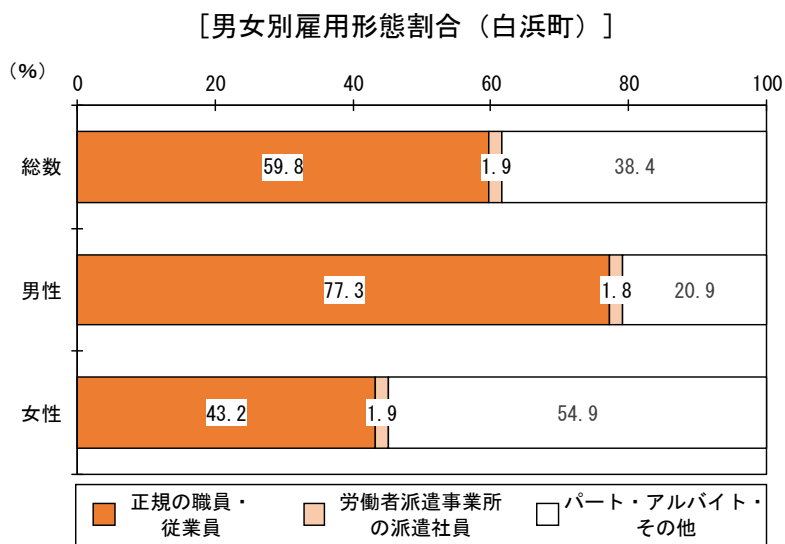
[子育て世帯における共働き率(最年少の子ども年齢別、白浜町)]



(注) 夫婦と子どもからなる世帯のうち、夫・妻ともに就業者である世帯の割合を共働き率としている。
(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○女性の雇用形態では、パート・アルバイト・その他が過半数を占める

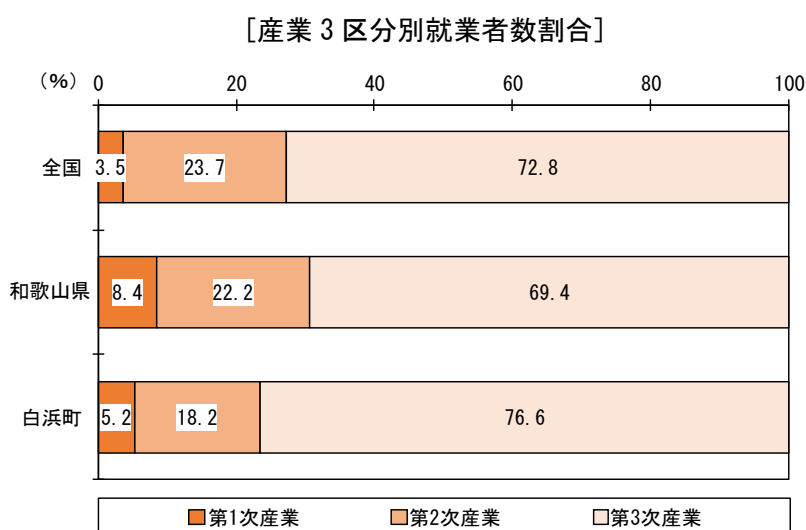
男女別に雇用形態を見ると、正規の職員・従業員割合は男性では77.3%となっていますが、女性は43.2%にとどまり、パート・アルバイト・その他の割合が54.9%と過半数を占めています。



(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○白浜町では第3次産業の就業者が76.6%を占める

白浜町は、全国・和歌山県と比べて、第3次産業の就業者の割合(76.6%)が高くなっています。その一方で、第2次産業の就業者の割合は比較的低くなっています。



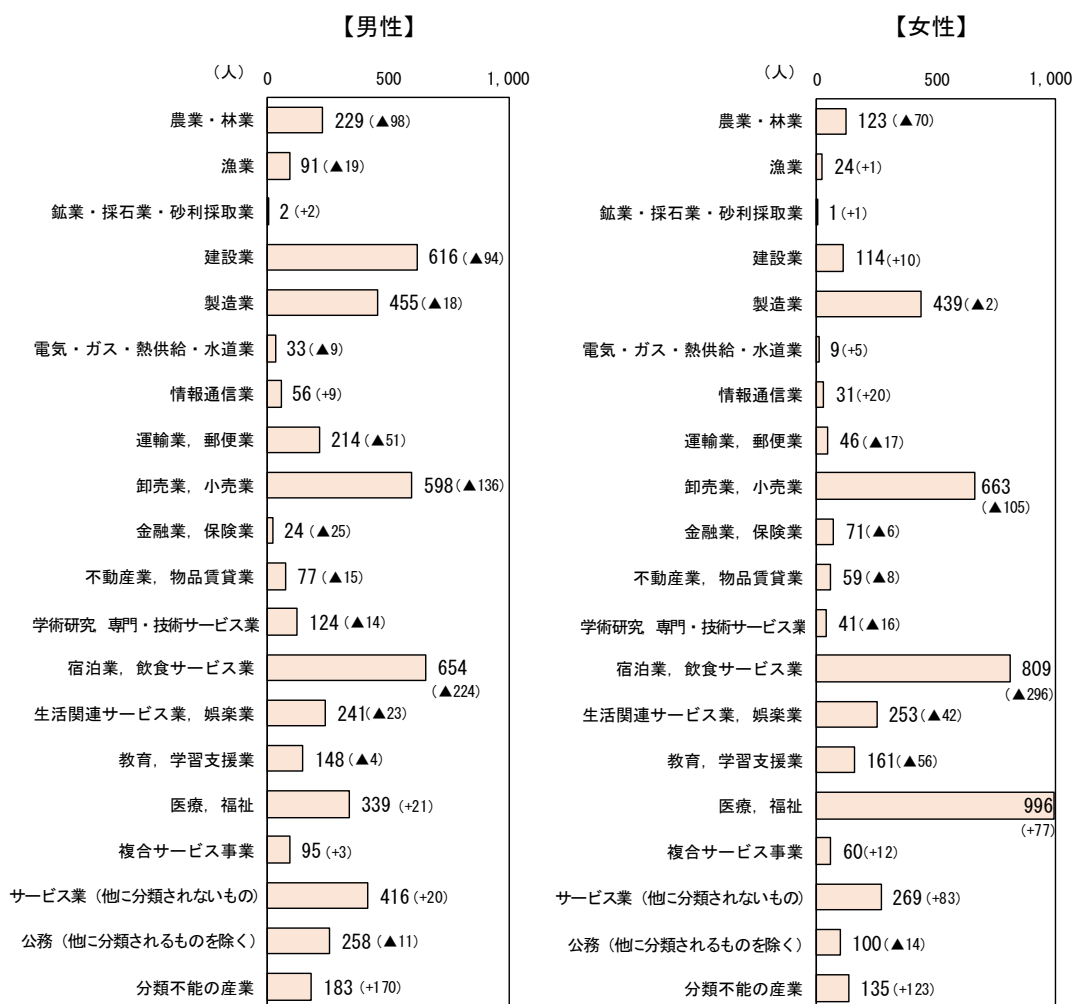
(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○女性の就業者数は医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業が多い

男性は、宿泊業、飲食サービス業での就業者数が最も多く、建設業、卸売業、小売業での就業者数も多くなっています。女性は、医療、福祉での就業者数が最も多く、宿泊業、飲食サービス業が2番目に、卸売業、小売業が3番目に多くなっています。

平成22年と比べると、男性・女性ともに宿泊業、飲食サービス業で就業者数が大きく減少しています。その一方で、男性・女性ともに医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）などで就業者数が増加しました。

〔産業大分類別就業者数（白浜町）〕

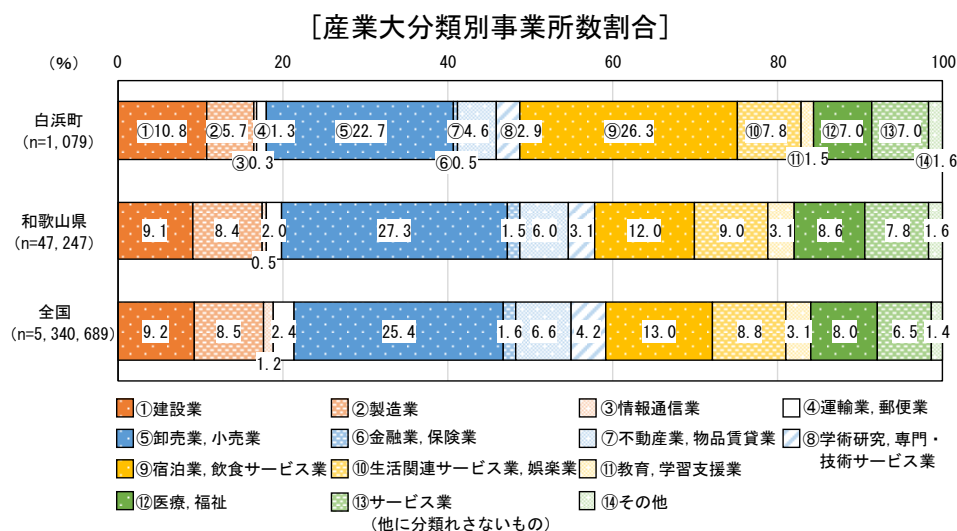


(注) 図表内の括弧内の数値は、平成22年からの就業者数の増減を示す。

(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○町内の事業所のうち 26.3%が宿泊業, 飲食サービス業

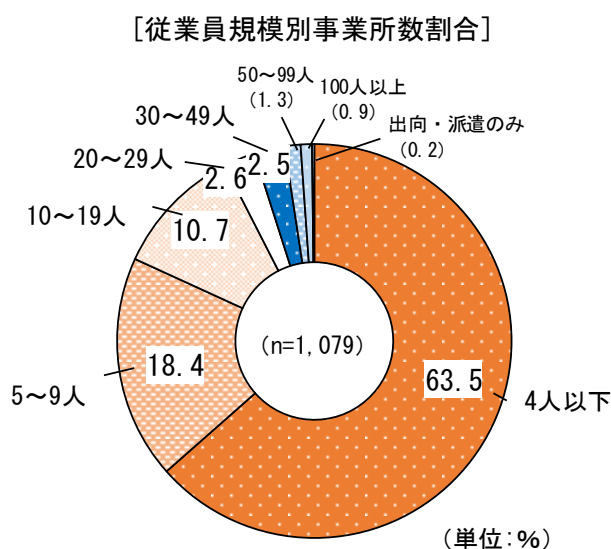
白浜町内にある事業所を産業大分類別に見た場合、宿泊業, 飲食サービス業が26.3%で最も多く、卸売業, 小売業が22.7%で2番目に多くなっています。和歌山県・全国と比較した場合、宿泊業, 飲食サービス業が占める割合が高くなっています。



(資料) 経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

○町内の事業所のうち 81.9%が従業員10人未満

白浜町内にある事業所は、従業員4人以下が63.5%を占めており、5~9人の18.4%を合わせた10人未満の事業所が全体の8割強を占めます。



(資料) 経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

○従業員 100 人以下の町内企業で一般事業主行動計画を策定公表しているのは 8 社

女性活躍推進法または次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画を公表している企業数（従業員 100 人以下）は、白浜町内では 8 社に限られます。また、厚生労働省によるえるぼし認定企業数は 0 社、くるみん認定企業数は 1 社にとどまります。

[女性活躍推進・子育て支援に力を入れる企業数]

	白浜町	和歌山県
女性活躍企業同盟（注1） 加盟企業・団体数	31	938
えるぼし認定企業数 （女性活躍推進企業数）	0	13
くるみん認定企業数 （子育てサポート企業数）	1	26
一般事業主行動計画を公表している 従業員100人以下の企業数（注2）	8	596
（参考）域内の全企業数	829	37,388

（単位：社）

- (注 1) 和歌山県では、働く女性を応援し、女性の能力が十分に発揮でき、継続して働きやすい職場環境に取り組む企業等による「女性活躍企業同盟」を組織化し、更なる女性活躍に向けた交流を促している。
- (注 2) ここでは、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を厚生労働省ウェブサイト内で公表している企業数を指す。
- (資料) 和歌山県ウェブサイト内「女性活躍企業同盟参加企業・団体一覧」（令和 5 年 11 月末現在）
 厚生労働省ウェブサイト内「「えるぼし」認定企業一覧」（令和 5 年 10 月末現在）
 同省内「くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定企業名都道府県別一覧」（令和 5 年 10 月末時点）
 同省内「一般事業主行動計画公表サイト」（令和 6 年 1 月 10 日閲覧時点）
 同省内「女性の活躍・両立支援総合サイト」にある「女性の活躍推進企業データベース」（令和 6 年 1 月 10 日閲覧時点）
 経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

用語解説

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条に定める計画及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に定める計画。一定規模の企業に対して、本計画策定を義務付けている。計画では仕事・子育ての両立や社内での女性活躍に関して、従業員のニーズを把握し、状況改善に向けた取組や数値目標、計画期間などを定める。

(3) 行政・政治分野等における男女共同参画の状況

○女性自治会長はおらず、防災会議委員に占める女性割合も低い

自治会、審議会等に占める女性の割合については、審議会委員の割合は県内市町村の平均を上回っていますが、その他では平均を下回っています。

○女性の公務員管理職はおらず、育児休業を取得した男性公務員は0人

公務員管理職（課長級）は女性がおらず、男性公務員の育児休業取得率も0.0%となっています。

[市区町村女性参画状況見える化マップで見る白浜町の現状]

	白浜町	【和歌山県】 市町村 平均	【全国】 市区町村 平均
自治会長に占める女性の割合 (令和4年度) [県内順位]	0.0 (0人/66人) 最下位	8.5 -	7.4 -
審議会委員に占める女性の割合 (令和4年度) [県内順位]	26.8 (61人/228人) 7位	25.3 -	29.5 -
防災会議委員に占める女性の割合 (令和4年度) [県内順位]	4.5 (1人/22人) 22位	8.7 -	12.6 -
議員に占める女性の割合 (令和4年度) [県内順位]	8.3 (1人/12人) 18位	12.4 -	18.1 -
公務員管理職に占める女性の割合 (令和4年度) [県内順位]	0.0 (0人/14人) 最下位	21.9 -	17.3 -
男性公務員の育児休業取得率 (令和3年度) [県内順位]	0.0 (0人/9人) 最下位	17.3 -	26.9 -

(各項目の最上段の単位：%)

(資料) 内閣府ウェブサイト内「市区町村女性参画状況見える化マップ」

3 住民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、男女共同参画に関して町民の皆様がどのように感じているか、意識や生活について、その実態を把握するために、20歳以上の町民の皆様を対象にアンケート調査を実施し、幅広い意見の聴取及び調査結果の分析を行いました。

① 調査設計

調査地域 : 白浜町全域
調査対象者 : 白浜町在住（住民登録のある方）の20歳以上1,000人を無作為抽出
調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
調査期間 : 令和5年9月1日（金）～令和5年9月22日（金）

② 回収結果

回収率 35.0%（配付数 1,000 回答数 350）

③ 調査項目

項目テーマ	具体的な質問内容
1. 回答者属性	性別、年齢、職業、婚姻状況、夫婦の就業 家族構成、同居する子どもの有無等
2. 男女平等・役割分担	男女平等意識、夫婦の役割分担 「男は仕事、女は家庭」に対する意見
3. 社会活動・地域活動	参加している活動、参加していない理由 女性の参加を増やすための施策、防災・災害対策における 女性への配慮への必要性
4. 就労・働き方	女性が就業することに対する意見、働く理由、働かない理 由、女性の再就職に必要な施策、職場での男女不平等、仕 事と生活の調和（希望・現状）、育児時間、育児・介護休 業の取得状況等
5. セクハラ・DV	被害経験の有無、被害を受けた場所、被害を受けた場合の 対応、DVに対する考え等
6. 性的マイノリティ	性的マイノリティという言葉の認知度、自分の性への悩み の有無、性的マイノリティの人権を守る施策の必要性等
7. 男女共同参画に関する町の施策	用語の認知度、男女共同参画に関する学習経験の有無等

(2) 主な調査結果

ここでは、男女共同参画推進に関する課題提起につながる調査項目を抜粋し、その結果を掲載しています。

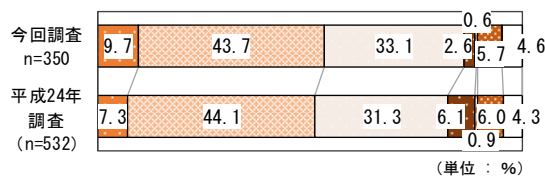
① 男女平等感

問 1 あなたは、今の日本社会を見た場合、男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。[〇はそれぞれ1つ]

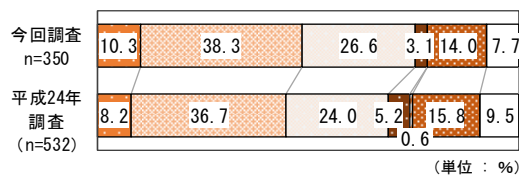
〇社会全体、政治の場など多くの場で、男性が優遇されているとの意見が増加

男女平等意識について、多くの場所で男性が優遇されているとの意見が増えています。特に、「政治の場」「社会全体」「職場」において、その傾向が強く見られます。

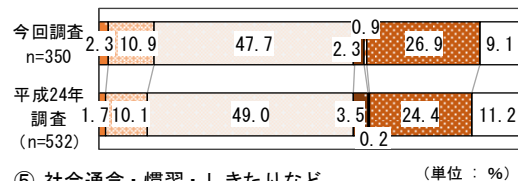
① 家庭生活



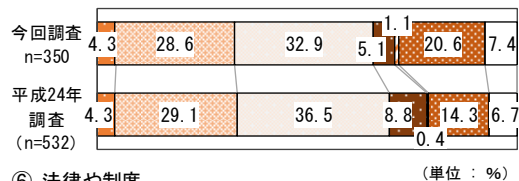
② 職場



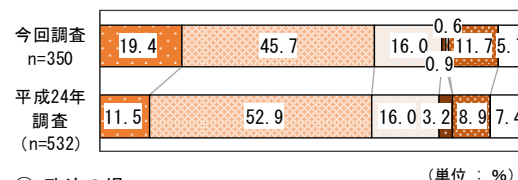
③ 学校教育の場



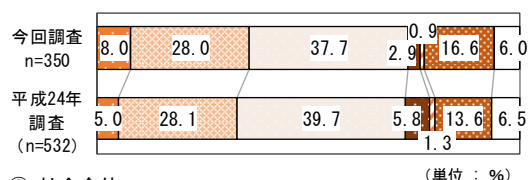
④ 地域活動の場



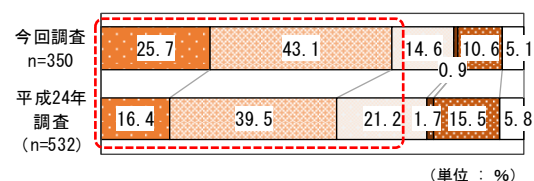
⑤ 社会通念・慣習・しきたりなど



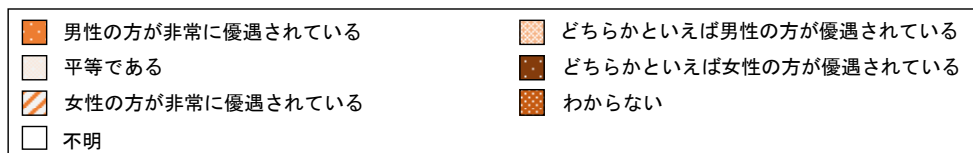
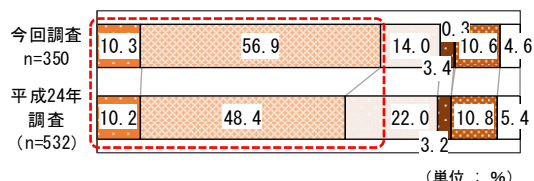
⑥ 法律や制度



⑦ 政治の場



⑧ 社会全体

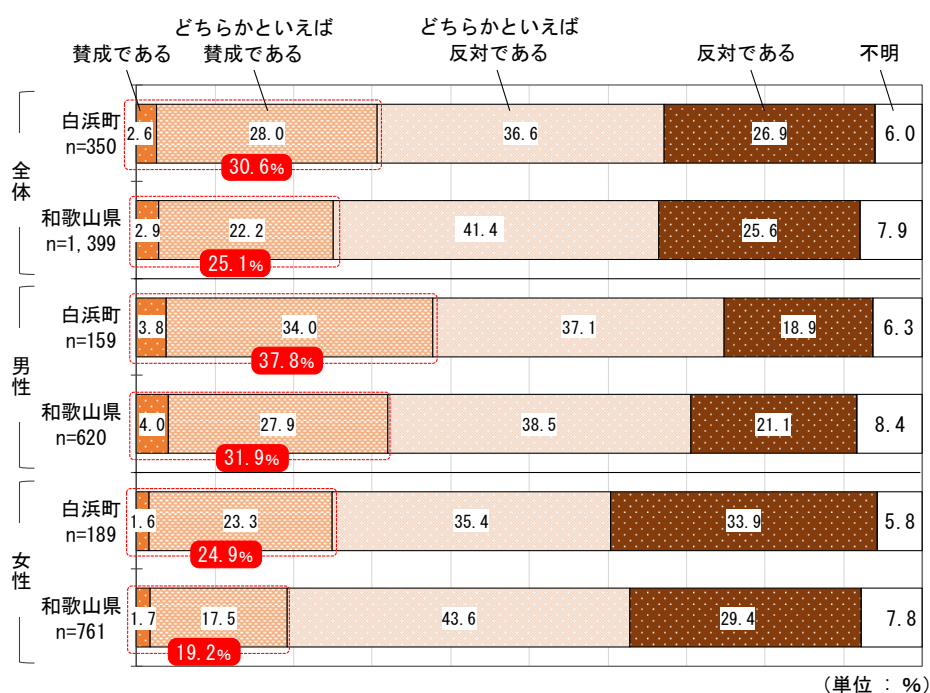


② 「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否

問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたは、この考え方に賛成しますか。〔〇は1つ〕

○白浜町では賛成の人が30.6%を占め、男女ともに県に比べて約6ポイント多い

「賛成である」、「どちらかといえば賛成である」を合わせた「賛成」の回答割合を見ると、白浜町（全体）は30.6%で、和歌山県の25.1%を上回っています。性別では、男女ともに、「賛成」とする回答が和歌山県よりも白浜町で約6ポイント多くなっています。



(資料) 和歌山県の値は和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度実施)を参照。

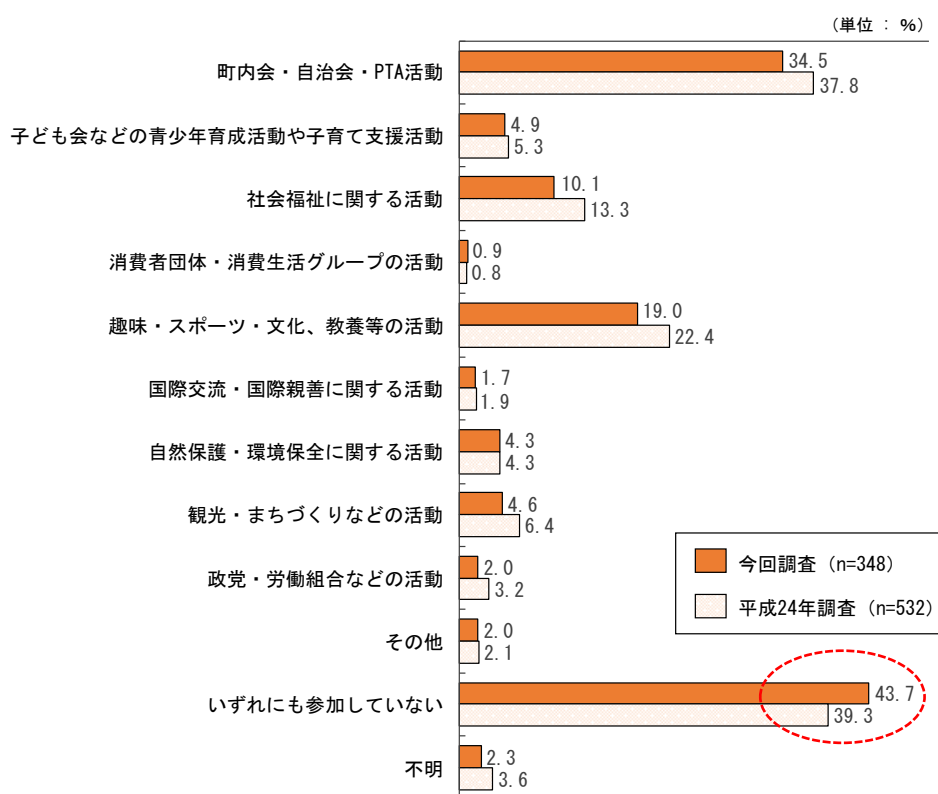
③ 参加している社会活動、地域活動

問4 あなたが現在参加している社会活動、地域活動をお答えください。
[あてはまるものすべてに○]

○「いずれにも参加していない」が増加

「いずれにも参加していない」が最も多くなっており、平成24年調査に比べて増加しています。その一方で、「町内会・自治会・PTA活動」、「趣味・スポーツ・文化、教養等の活動」、「社会福祉に関する活動」との回答は平成24年調査に比べて減少しています。

[男女合計]



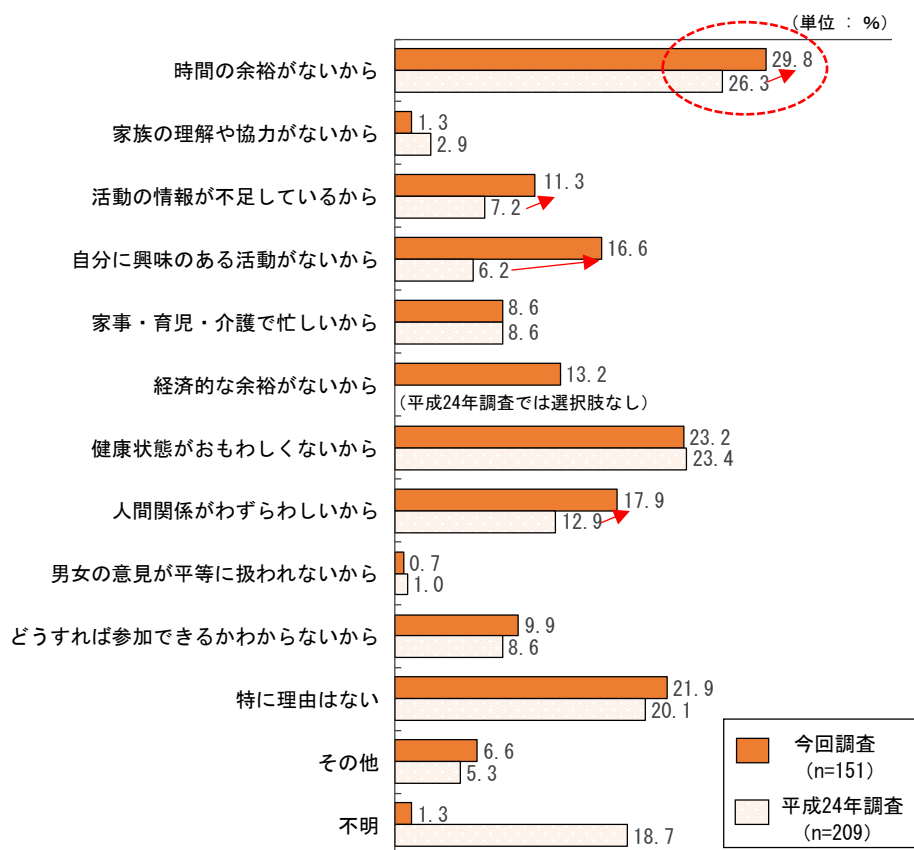
④ 社会活動、地域活動に参加していない理由

問4① 問4で「11. いずれにも参加していない」とお答えの方におうかがいします。
あなたが参加していない理由に近いものは何ですか。

[あてはまるものすべてに○]

○「時間の余裕がないから」が最多。「自分に興味のある活動がないから」が大幅増
「時間の余裕がないから」との回答が最も多くなっており、また、平成24年調査に比べて3.5ポイント増加しています。同様に、「自分に興味のある活動がないから」、「人間関係がわずらわしいから」、「活動の情報が不足しているから」等も増加しました。

[男女合計]

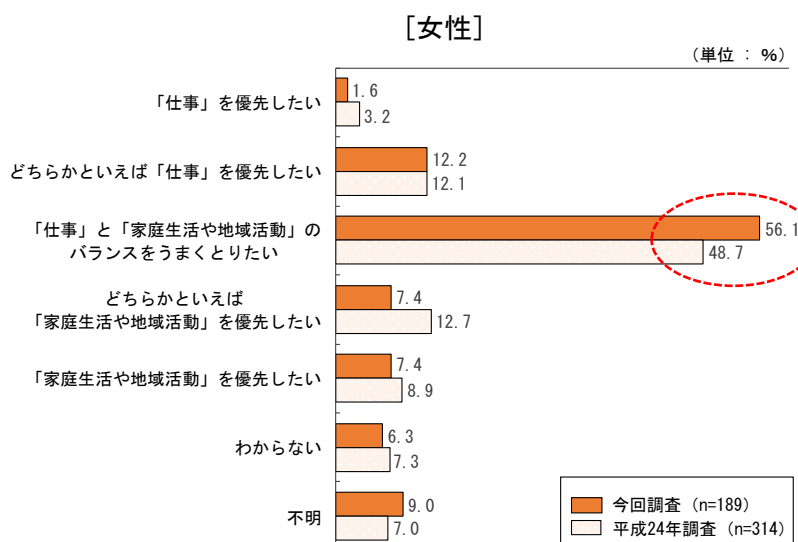
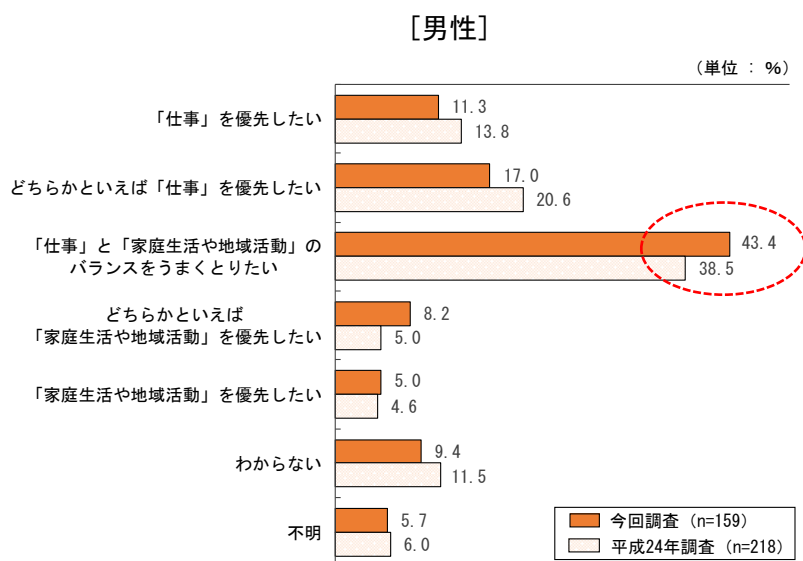


⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する希望

問12 生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について、あなたの希望に最も近いものをお答えください。〔〇は1つ〕

○ワーク・ライフ・バランスを求める人が男女ともに増加

ワーク・ライフ・バランスについて、「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとりたいと考える男性は43.4%、女性は56.1%となっており、いずれも平成24年調査に比べて増加しています。

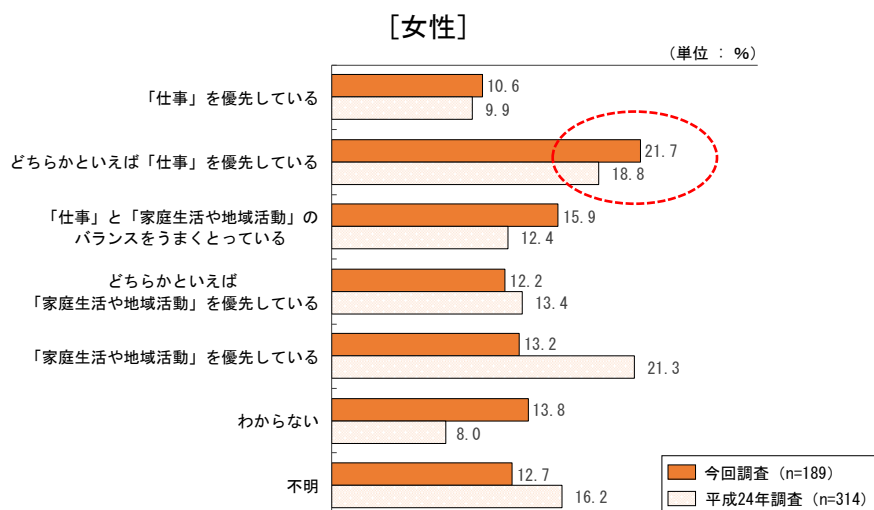
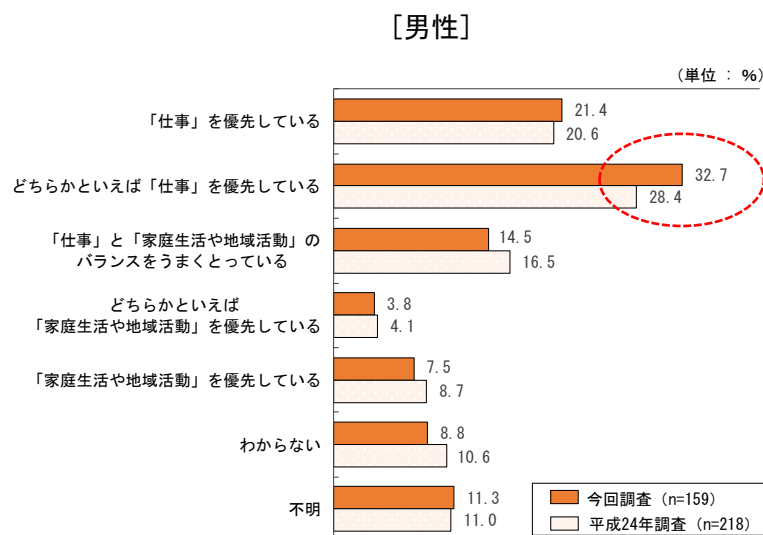


⑥ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状

問13 生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について、あなたの現状に最も近いものをお答えください。〔〇は1つ〕

○仕事を優先している人が男女ともに増加

「仕事」を優先している」「どちらかといえば「仕事」を優先している」との回答を合わせると、男性で54.1%、女性で32.3%となっています。この割合は、平成24年調査に比べて、男女ともに上昇しています。前ページで記載した通り、ワーク・ライフ・バランスを求める人が増加する一方で、生活実態としては、仕事を優先する人が増えています。

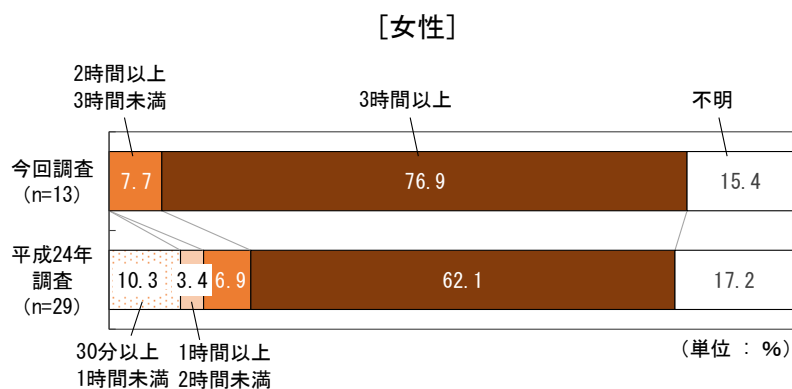
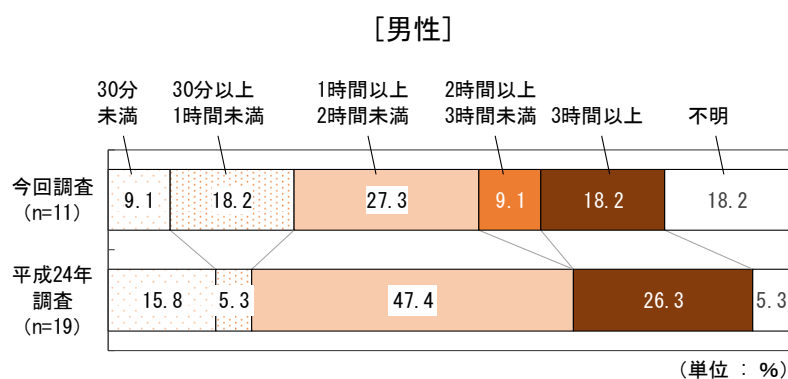


⑦ 子育て世代の育児時間

問 14 小学校入学前のお子さんがある方におうかがいします。あなたが育児（お子さんの食事・入浴の世話や送迎など）に関わる時間は、週平均で1日どれくらいですか。〔〇は1つ〕

○育児時間は男性で減少、女性で増加

子育てをされている方の1日当たりの育児時間は、男性では2時間未満が約半数を占めている一方で、女性は3時間以上が8割弱を占めています。平成24年調査と比較した場合、男性で3時間以上が減少し、1時間未満の割合が上昇するなど育児時間の減少傾向が見られる一方で、女性は3時間以上の割合が上昇しています。



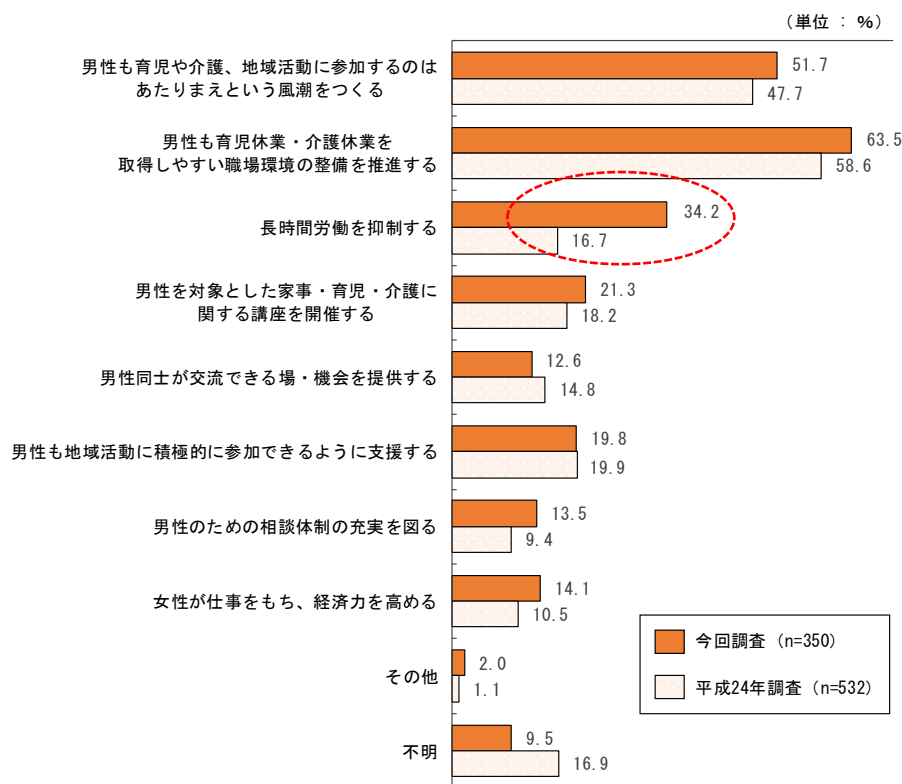
⑧ 男性の育児・介護・地域活動への参加を促すために必要な取組

問 16 男性の育児や介護、地域活動への参加が進んでいないと言われていたますが、男女が協力してそれらに関わるためには、どのような取組が必要だと思いますか。
[あてはまるものすべてに○]

○「長時間労働を抑制する」が前回調査に比べて大きく増加

「男性も育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を推進する」が最も多く、「男性も育児や介護、地域活動に参加するのはあたりまえという風潮をつくる」が次に多くなっています。平成 24 年調査と比べた場合、「長時間労働を抑制する」が大きく増加しています。

[男女合計]



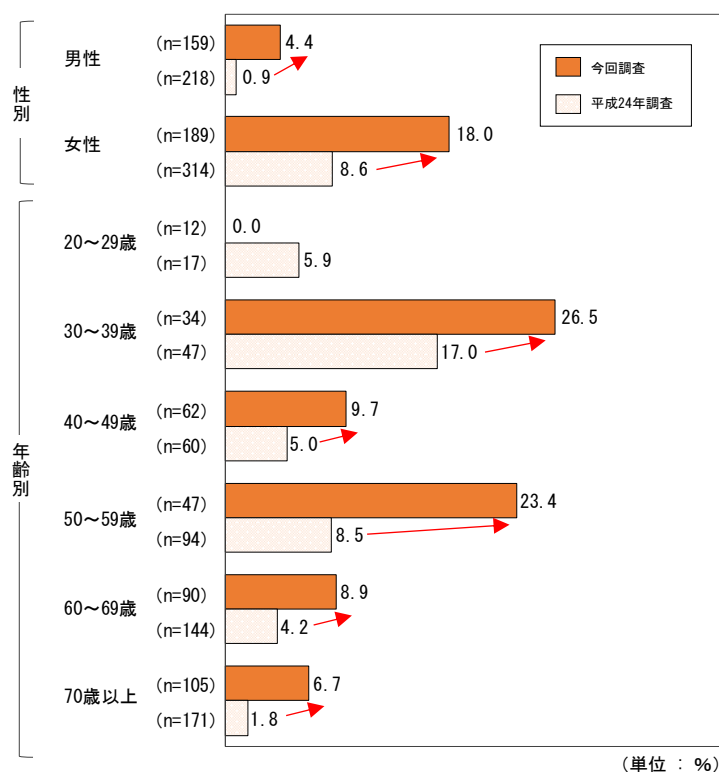
⑨ セクシュアル・ハラスメント

問 17① あなた自身がセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたことはありますか。〔〇は1つ〕

○セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた人の割合が上昇

自身がセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことがあるとの回答は男性で4.4%、女性で18.0%となっています。平成24年調査からは、男性・女性ともに割合が上昇しています。年齢別では、30～39歳、50～59歳等で被害を受けたことがあるとの回答割合が上昇しています。

〔「被害ある」と回答された方の割合〕



〔(参考)「被害ある」方が被害後にとった対応〕(複数回答可)

「被害ある」と回答した41人が被害後にとった対応(上位5項目)

- 「何もしなかった」……………19人
- 「抗議したが改善されなかった」……………9人
- 「家族・友人などに相談した」……………7人
- 「抗議して逆に不利益を受けた」……………5人
- 「抗議して事態が改善した」……………3人

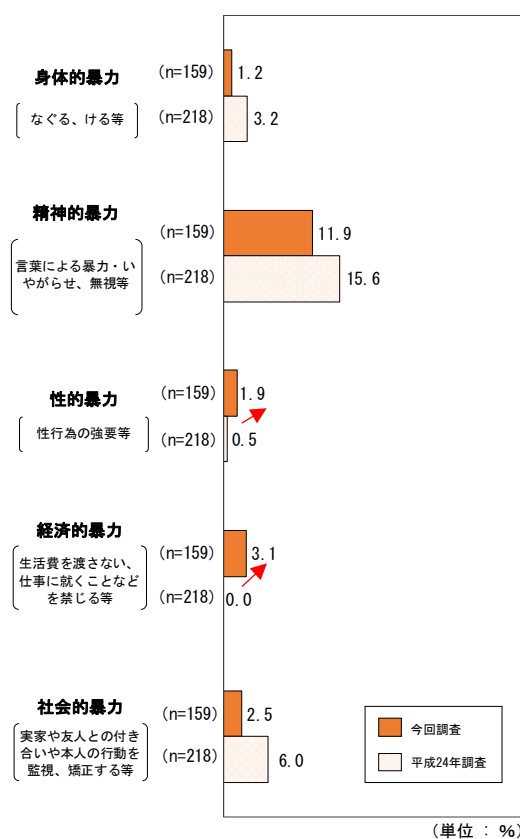
⑩ ドメスティック・バイオレンス（DV）

問 19 あなたは、配偶者や交際相手から次にあげるような暴力を受けたことがありますか。〔○はそれぞれ1つ〕

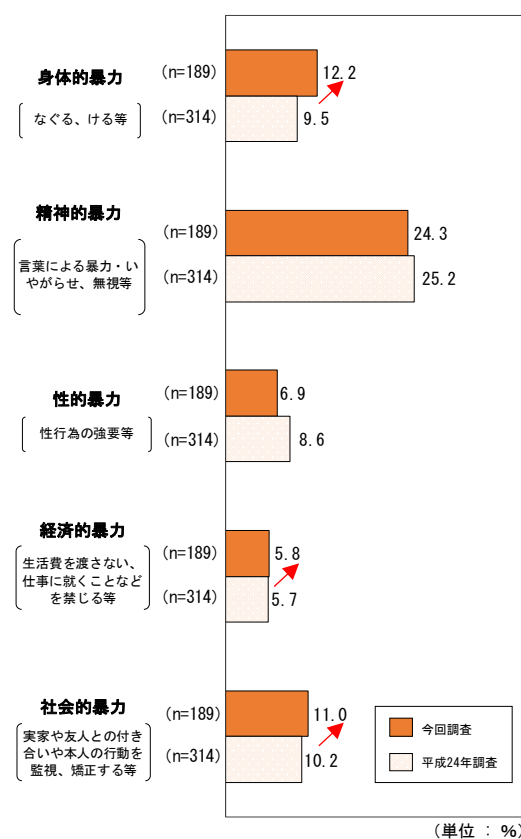
ODV被害を受けた女性の割合が身体的暴力等で上昇

配偶者や交際相手から暴力を受けたことが「ある」と回答した女性は、平成24年調査に比べて、身体的暴力、経済的暴力、社会的暴力で増加しました。また、「ある」と回答した男性は、性的暴力、経済的暴力で増加しました。

〔「ある」と回答した男性の割合〕



〔「ある」と回答した女性の割合〕



(注) 選択肢「よくある」「時々ある」「稀にある」を合わせて「ある」としている。

⑪ ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を受けた後の対応

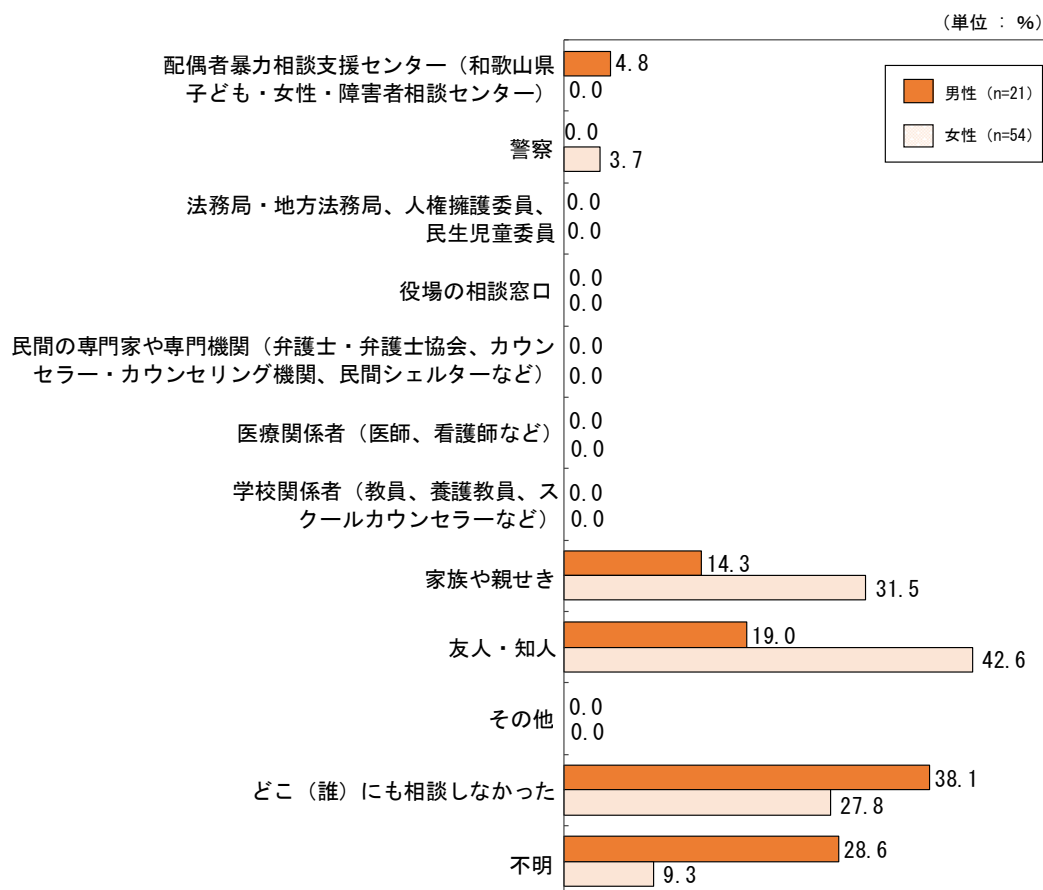
問 19② 問 19で「よくある」「時々ある」「稀にある」とお答えの方におうかがいします。暴力を受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。〔〇はそれぞれ1つ〕

○DV被害を受けた女性による公的相談窓口の利用はあまり見られない

配偶者や交際相手からDV被害を受けたことがあると回答した女性のうち 42.6%は「友人・知人」に、31.5%は「家族や親せき」に相談しています。その一方で、配偶者暴力相談支援センターや警察等の公的な相談窓口の利用は限定的です。また、「どこ（誰）にも相談しなかった」とする回答が 27.8%と約3割を占めています。

○DV被害を受けた男性のうち 38.1%が「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答

配偶者や交際相手からDV被害を受けたことがあると回答した男性のうち 38.1%が「どこ（誰）にも相談しなかった」としており、最も多くなっています。

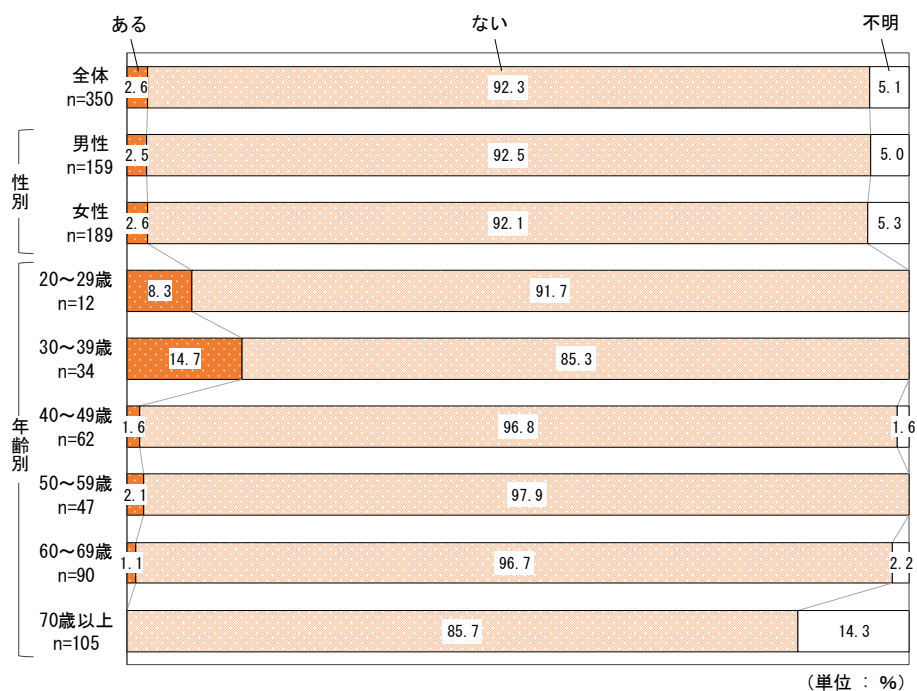


⑫ 自分の性のあり方に対する悩み

問 23 あなたは、今まで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）に悩んだことはありますか。〔〇は1つ〕

○自分の性のあり方に悩む人の割合は 30～39 歳で 14.7%、20～29 歳で 8.3%

自分の性のあり方に悩んだ経験がある人の割合は 2.6% でした。性別による差はありませんでしたが、年齢別では、30～39 歳で 14.7%、20～29 歳で 8.3% と他の年齢層に比べて割合が高くなっています。

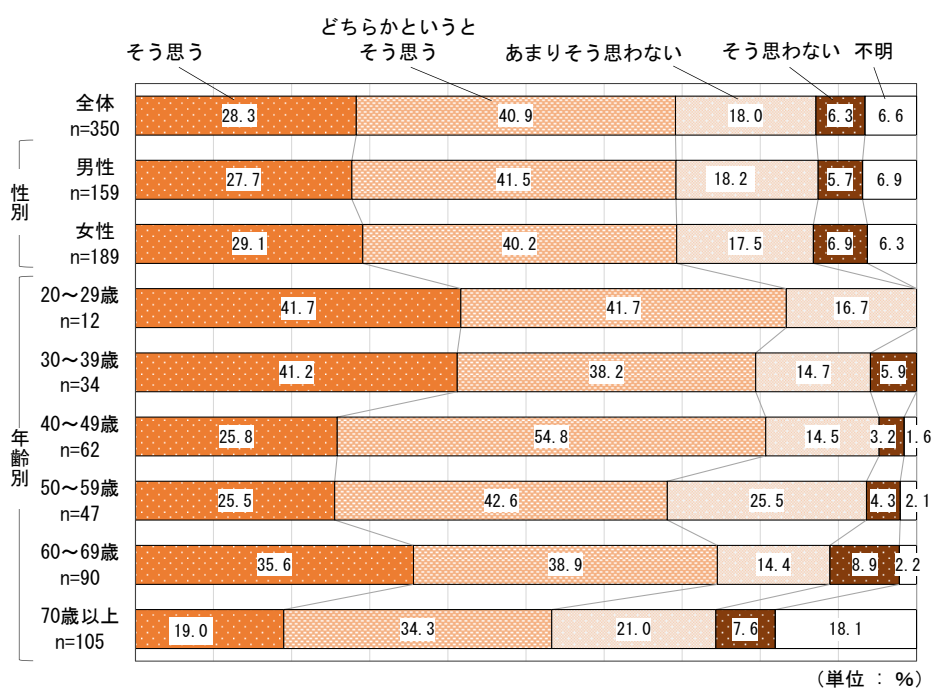


⑬ 性的マイノリティ（性的少数者）の方々に対する偏見・差別

問 24 現在、性的マイノリティ（性的少数者）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか。〔〇は1つ〕

○約7割の人が、性的マイノリティの方々にとって生活しづらい社会だと考えている

「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせた回答割合を見ると、白浜町全体では69.2%となっています。性別では、回答に大きな違いは見られませんが、年齢別に見ると、20～29歳、30～39歳、40～49歳において「そう思う」、「どちらかというと思う」の割合が約8割を占めており、他の年齢層よりも高くなっています。

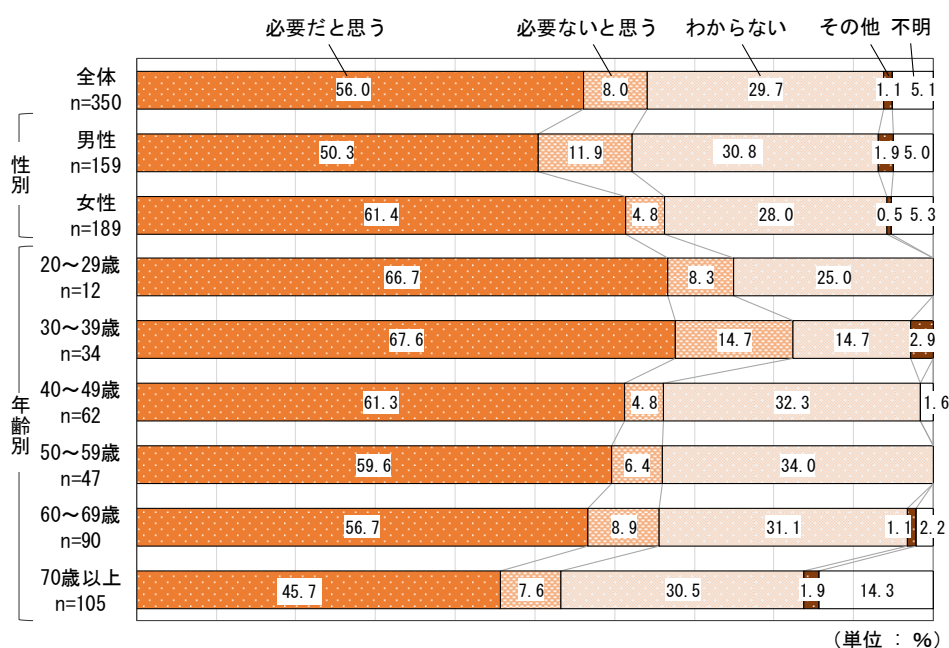


⑭ 性的マイノリティ（性的少数者）の方々の人権を守る啓発・施策の必要性

問 25 あなたは、性的マイノリティ（性的少数者）の方々の人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか。〔〇は1つ〕

○過半数の人が性的マイノリティの方々の人権を守るための啓発・施策が必要と回答

性的マイノリティの方々の人権を守るための啓発・施策が「必要だと思う」人の割合は 56.0%となっています。性別では、男性よりも女性で「必要だと思う」が多くなっています。年齢別では、20～29歳、30～39歳で「必要だと思う」が比較的多く、それ以降、年齢層が上がるに連れて、「必要だと思う」は少なくなっています。



⑮ 男女共同参画に関する言葉の認知度

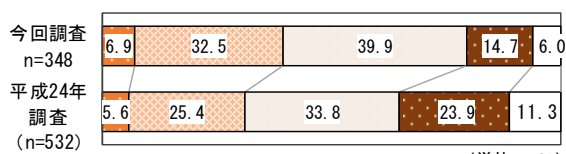
問 26 あなたは、次のような言葉や名称についてご存知ですか。[○はそれぞれ1つ]

○一部を除き、理解度・認知度が高まっている

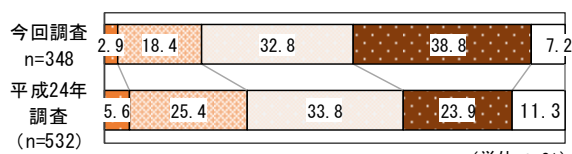
多くの言葉で、理解度・認知度は高まっていますが、「内容までよく知っている」、「内容も少し知っている」を合わせた割合では、③ポジティブ・アクションが11.8%、⑩女性活躍推進法が19.3%、⑪ダイバーシティが19.3%と2割を下回っています。

[男女合計]

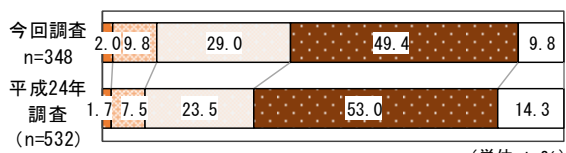
① 男女共同参画



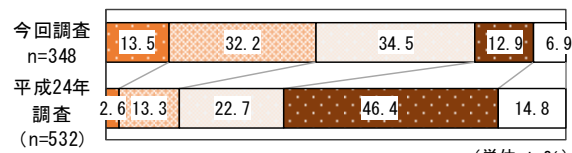
② 女子差別撤廃条約



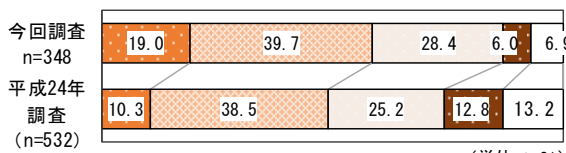
③ ポジティブ・アクション (積極的改善措置)



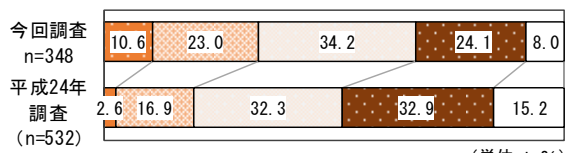
④ ジェンダー (社会的性差)



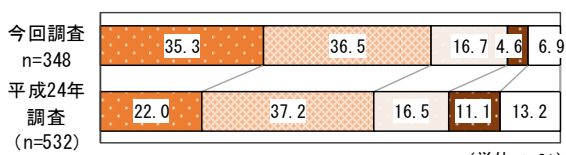
⑤ 男女雇用機会均等法



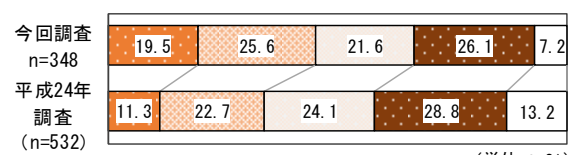
⑥ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)



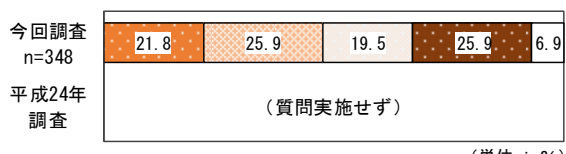
⑦ ドメスティック・バイオレンス (DV)



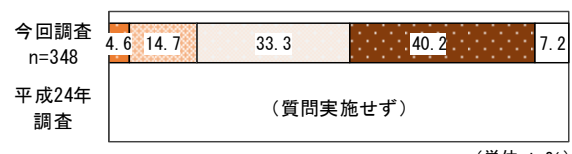
⑧ デートDV (結婚していない男女間のDV)



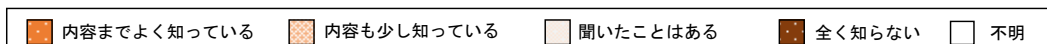
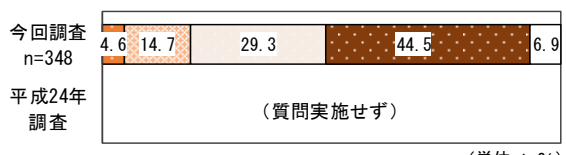
⑨ L G B T



⑩ 女性活躍推進法



⑪ ダイバーシティ

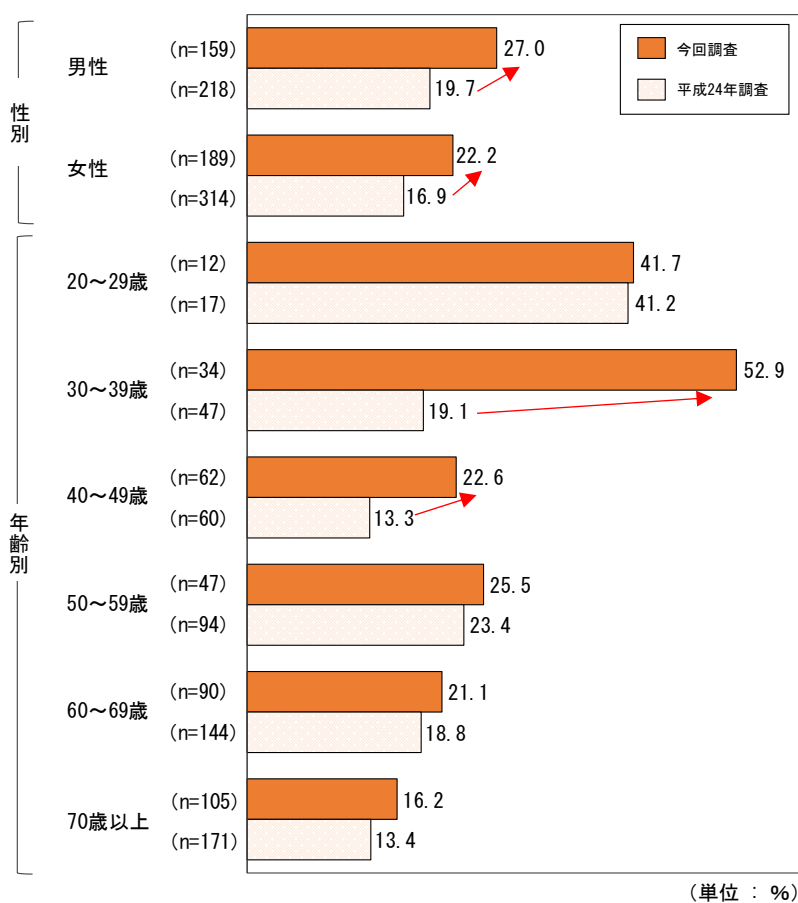


⑩ 男女共同参画に関する学習経験の有無

問 27 あなたは、男女共同参画がどういうものなのかということ、学んだり、教えられたりしたことがありますか。〔〇は1つ〕

○男女共同参画について学習経験者の割合が上昇

男女共同参画についての学習経験がある人の割合は、平成24年調査に比べて上昇しています。特に、30～39歳で52.9%、20～29歳で41.7%と若い年齢層で学習経験の割合が高くなっています。



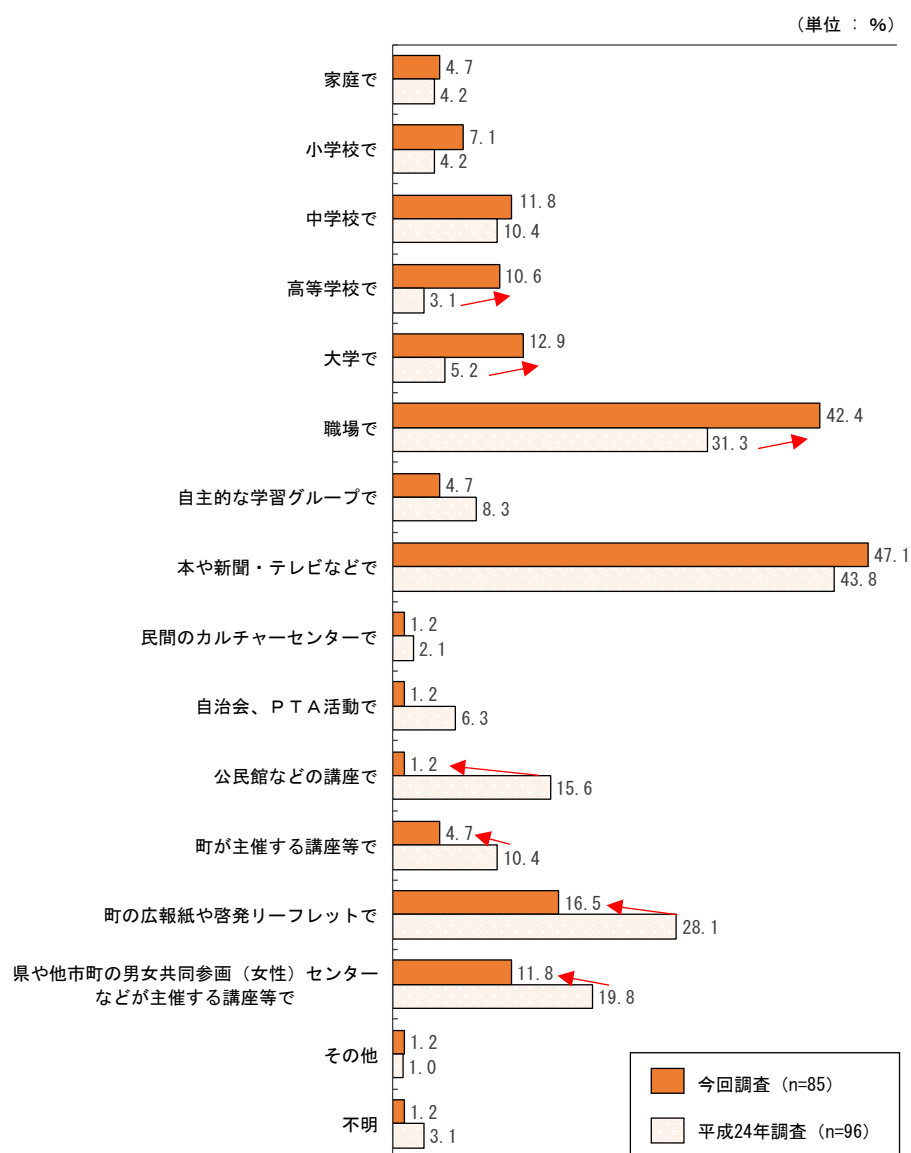
⑰ 男女共同参画に関する学習経験の場

問 27① 問 27 で「ある」と答えた方だけにおうかがいします。それはどこで学んだり、教えられましたか。 [あてはまるものすべてに○]

○行政機関を通じた学習の機会が減少している

男女共同参画を学んだ場所では、「本や新聞・テレビなどで」、「職場で」が多くなっています。また、平成 24 年調査に比べると、「職場で」「大学で」「高等学校で」が増えています。また、「公民館などの講座で」「町の広報紙や啓発リーフレットで」等の行政機関を介した学習の機会は減少しています。

[男女合計]



4 白浜町の男女共同参画を推進する上での課題

課題1 男女共同参画に関する着実な広報・啓発

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消など、広く男女共同参画の意識を普及するためには、学校、職場、地域で教育・啓発を進めていくことが重要です。今回の住民アンケート調査では前回調査と比べ、男女共同参画を学んだ機会として公民館での講座、町主催の講座、町の広報紙・リーフレットなどで知った人が減少していました。町が定期的に広報・啓発を行うことで、町の積極的な姿勢を示すことにもつながります。町民の皆様に男女共同参画に対し興味を抱いてもらえるような広報・啓発を継続していくことが必要です。

課題2 「ワーク・ライフ・バランス」を重視した働き方の推進

共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている現在、「仕事と家庭の両立」は男女共同参画社会を実現するために達成すべき課題です。しかし、住民アンケート調査から見てきたことは、「仕事と家庭生活・地域活動のバランスを重視」することを理想としながらも、現実には「仕事優先」が強まっている実態でした。私生活の充実なくして仕事で能力を十分に発揮し続けることはできません。「長時間労働の抑制」や「柔軟で多様な働き方の実現」など両立支援に向けて、事業者や自営業者の皆様の理解と実践を促進していくことが必要です。

課題3 男性の家事・育児・介護等への参画促進

男女共同参画の学習経験や男女共同参画に関する言葉の認知度などから、啓発は少しずつ浸透し「固定的な性別役割分担意識の解消」も進んできていると考えられます。しかし、住民アンケート調査からは、男性の育児時間が減少し、女性の育児時間が増加している実態が浮かび上がってきました。「仕事優先」が強まる実態から男性の育児時間が減少し、そのしわ寄せが女性の育児時間の増加につながっていると考えられます。性別に関わりなく家事・育児・介護等を分担できるよう、働き方の改革とともに、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する環境の整備や意識の啓発が必要です。

課題4 女性に対する暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力は男女共同参画を阻害するものです。今回の住民アンケート調査では、セクシュアル・ハラスメントやDVを経験している人は前回調査よりも増加していました。また、公的な相談窓口をあまり利用していない実態も明らかとなりました。女性に対する暴力をなくすために取り組むとともに、相談窓口の周知や相談体制の整備など、救済につなげていくことが必要です。

課題5 性的マイノリティの方が生きやすい社会づくり

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に関して地方公共団体の役割も明記されました。住民アンケート調査でも、半数以上の方が性的マイノリティの方の人権を守る施策が必要だと考えていることが分かりました。性的マイノリティの方が生きやすい社会づくりを本計画に盛り込むことが必要です。

課題6 行政分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、男女共同参画における重要な課題のひとつです。内閣府の資料によると、公務員の「管理職に占める女性の割合」や「男性の育児休業取得率」、「防災会議委員に占める女性の割合」など、本町は他市町村と比べ進捗に遅れをとっています。町民や事業者の皆様にも範を示す意味でも、まず行政が率先して男女共同参画に取り組むことが必要です。

男女共同参画社会とは「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。「男性が外で働き、女性が家事労働を担う」世帯が減少し、「夫婦ともに働き、家事労働を分担する」世帯が増えてきており、男女共同参画社会の実現のためには「仕事と生活の両立」が重要な要素となっています。仕事と生活のバランスがとれた状態を希望しているにも関わらず、「仕事優先」が高まっており、子育ての女性負担が増加している現状が分かってきました。本町の男女共同参画の推進のためには何よりも「ワーク・ライフ・バランス」を推進することが重要だと考えられます。

また、前回の白浜町男女共同参画基本計画策定から約10年が経過し、改めて足元から状況を見直したところ、行政分野での進捗の遅れが目立ちました。この点についても積極的に取組を進める必要があります。

用語解説

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれている状態のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間が持てる健康で豊かな生活ができている状態のこと。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」等のように、個人の能力や資質とは関係なく、性別のみを理由として役割を決めたり、押し付けたりする考え方。

性的マイノリティ

性的少数者。「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。LGBTQ、セクシュアルマイノリティとも呼ばれる。

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

性的指向は、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のこと。ジェンダーアイデンティティは自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第2次白浜町長期総合計画」において「輝きとやすらぎと交流の町」をめざす将来像とする本町は、豊かな心を育むまちづくりのため「個々が尊重される社会の形成」の中に本計画を位置付けています。男女共同参画社会基本法に基づく本計画では性別にかかわらず人権が尊重される社会の形成をめざしていきます。

さらに、「制度や慣行の見直し」、「政策・方針決定過程の男女共同参画」、「仕事と家庭生活等との両立」など男女共同参画の課題は多岐にわたります。いずれも重要な課題ですが、現状の分析結果や、就業状況の変化などから、男女とも「仕事」と同様に、家事・育児・介護をはじめ文化・スポーツ・社会活動など「生活」に費やす時間が確保でき、育児や介護をサポートする制度や施策が充実していることが重要になってきています。本町では、このような制度・施策の充実を通じて、誰もが生き生きと豊かな生活を送ることができる社会づくりをめざします。

第2次白浜町男女共同参画基本計画 基本理念

「ワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが生き生きと豊かに暮らせる社会づくり」

2 基本目標

本計画では上記の基本理念のもと、次の4つを基本目標とし、総合的に男女共同参画を推進します。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消など、男女平等を実現するためには啓発・教育による意識改革は欠かせません。これまで以上に男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

基本目標2 働く環境における男女共同参画の推進

基本理念に掲げた「ワーク・ライフ・バランスの推進」を実現するためには、事業者の協力が必要不可欠です。官民が連携して労働環境の改善に取り組みます。

基本目標3 安心・安全の社会づくり

男女共同参画を阻害するドメスティック・バイオレンス（DV）など女性への暴力をはじめ、多様な困難や健康上のリスクなどの低減に向け、住みよい社会づくりに取り組みます。

基本目標4 行政をはじめとする政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

様々な男女共同参画施策を推進するにあたり、町全体の男女共同参画の気運の醸成を図るため、行政組織が率先して男女共同参画の推進に取り組みます。

3 本計画におけるSDGsの視点

国連では平成27年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。国連加盟国は、令和12年を目標に、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰ひとり置き去りにしないための取組に向け、力を合わせていくことになります。

17の目標のうち男女共同参画に関連するものとしては、目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」があります。ジェンダー不平等は、世界上の女性・女児の活躍を制限し、活力ある社会の実現を遠ざける大きな要因となります。男女の不平等解消は人類の共通課題であり、本町としても本計画に基づき、男女共同参画社会の実現を通じて、SDGs達成に貢献できるよう努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策体系

【基本理念】

ワーク・ライフ・バランスを推進し
誰もが生き生きと豊かに暮らせる社会づくり

基本目標

施策の方向

基本目標1

38 ページ

男女共同参画の意識づくり

【対応する課題】 課題①、課題⑤

1 男女共同参画に関する広報・啓発

38 ページ

2 保育園・幼稚園・小中学校での教育

40 ページ

3 生涯学習の推進

41 ページ

4 男女共同参画にかかる相談

41 ページ

5 町職員・教職員の意識向上

42 ページ

基本目標2

43 ページ

働く環境における男女共同参画の推進

(*) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

【対応する課題】 課題②、課題③、課題⑤

1 事業者に対する働きかけ

43 ページ

2 農林水産業・自営業者等に対する働きかけ

46 ページ

3 労働者等に対する働きかけ

47 ページ

基本目標3

49 ページ

安心・安全の社会づくり

(*) 配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画

(*) 困難女性支援法に基づく市町村基本計画

【対応する課題】 課題④、課題⑤

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

49 ページ

2 多様な困難、複合的な困難を抱える方への支援

51 ページ

3 男女共同参画を支える健康づくり

53 ページ

基本目標4

56 ページ

行政をはじめとする政策・方針決定過程 における男女共同参画の推進

【対応する課題】 課題⑥

1 女性のエンパワーメントの促進

56 ページ

2 行政・教育・政治分野における男女共同参画の推進

57 ページ

3 地域活動における男女共同参画の推進

58 ページ

4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

59 ページ

【解決すべき施策課題】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 課題① 男女共同参画に関する着実な広報・啓発 | 課題④ 女性に対する暴力の根絶 |
| 課題② 「ワーク・ライフ・バランス」を重視した働き方の推進 | 課題⑤ 性的マイノリティの方が生きやすい社会づくり |
| 課題③ 男性の家事・育児・介護等への参加促進 | 課題⑥ 行政分野における男女共同参画の推進 |

具体的施策

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ① 固定的性別役割分担意識の見直しの啓発 | ④ 男女共同参画に関する情報収集、情報提供 |
| ② 家庭生活における男女平等と自立の促進 | ⑤ 性的マイノリティの方への理解促進 |
| ③ 人権を守り尊重する意識の啓発 | ⑥ 男女共同参画の視点に配慮した広報・出版物 |
| ① 自ら学ぶ習慣や学び合う力を育てる、
発達段階に応じた人権教育 | ③ メディア・リテラシー教育 |
| ② 男女共同参画の視点に立った学校教育 | ④ 保護者会役員等指導的立場にある方に対する
男女共同参画研修 |
| ① 男女共同参画を進める生涯学習の推進 | |
| ① 男女共同参画に関する相談 | ② 男女共同参画に関する相談窓口の周知 |
| ① 町職員、教職員の人権意識の高揚 | ② 固定的な性別役割分担意識等の見直し |
| ① 事業者における男女共同参画の意識向上 | ⑤ セクシュアル・ハラスメント等の防止 |
| ② 男女共同参画にかかる労働関係法・制度等の周知・啓発 | ⑥ 性的マイノリティの方が働きやすい職場の整備 |
| ③ ワーク・ライフ・バランスの啓発 | ⑦ 母性保護、メンタルヘルスの周知 |
| ④ ポジティブ・アクション等の啓発 | |
| ① 農林水産業、観光・商工等自営業者における
労働条件の改善 | ③ 女性経営者等への経営や技術に関する研修機会の充実 |
| ② 農業における家族経営協定の締結啓発 | ④ 方針決定過程への女性の参画促進 |
| | ⑤ 女性の起業支援 |
| ① 男性の家事・育児等促進啓発 | ④ 労働相談窓口の周知 |
| ② 仕事と子育て・介護の両立支援の充実 | ⑤ セクシュアル・ハラスメント等相談窓口の周知 |
| ③ 固定的性別役割分担意識の見直しの啓発【再掲】 | ⑥ 女性の就労支援 |
| ① DV防止の啓発 | ③ DV対応での関係機関の連携 |
| ② DV相談窓口周知等 | |
| ① 困難な問題を抱える女性への支援 | ④ 高齢者、障害者、在住外国人の方等への支援 |
| ② 性的マイノリティの方への支援 | |
| ③ ひとり親家庭への支援 | |
| ① リプロダクティブヘルス/ライツの啓発 | ③ 生涯を通じた健康づくりの推進 |
| ② 妊娠・出産に関する支援 | ④ 健康をおびやかす問題 |
| ① 学習機会の確保・充実 | ② 地域リーダーの育成 |
| ① 審議会等委員への女性委員登用促進 | ④ 白浜町特定事業主行動計画の推進 |
| ② 女性の管理職への登用推進と職域拡大 | ⑤ 政治分野における女性の参画拡大 |
| ③ ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| ① 地域活動における男女共同参画の推進 | |
| ① 防災に関する政策・方針決定過程等への
女性の参画促進 | ② 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 |

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

戦後、高度経済成長期には、男性が外に働きに出て、女性が家事や育児に専念する家族モデルが一般的でしたが、現在では夫婦共働き世帯が多数を占めています。かつて有効に機能した「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、現在では様々な男女の格差を生じる原因にもなります。男女共同参画の意識づくりは、幼いころからの教育、地道な啓発活動を続けていくことが必要です。

就学前からの保育・教育で自分らしく生きる礎を築き、社会に出てからは男女共同参画に特化した啓発や人権尊重の啓発、生涯教育などあらゆる機会をとらえた啓発活動で気付きを与え行動変容を促します。

また、男女共同参画についての相談や、ジェンダーによる思い込みによって生きづらさを抱えている女性や男性の相談に対応するとともに、適切な関係機関を紹介し、問題の解決を図ります。そして、町職員や教職員が男女共同参画について、正しい知識を持ち業務に携わるよう取り組みます。

1 男女共同参画に関する広報・啓発

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、約3割の方が「賛成である」または「どちらかといえば賛成である」と回答しています。固定的な性別役割分担意識は、性別にかかわらず能力を十分に発揮することを妨げる原因になります。このような意識を見直し、男女平等を実現していくために、広報紙等への掲載や講座の開催など、町民の皆様に興味を持っていただける啓発方法を常に工夫しながら、男女共同参画の気運の醸成に取り組みます。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 固定的性別役割分担意識の見直しの啓発 広報紙等による情報提供等により、家庭や地域において男女不平等が残る慣習やしきたりの見直しをすすめます。	総務課

施策・施策内容	担当課
<p>② 家庭生活における男女平等と自立の促進</p>	
<p>性別にとらわれない子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進します。</p>	総務課
<p>家事・育児・介護等の役割分担を家族で話し合う機会をもつなど、家庭における男女の参画について情報提供します。</p>	
<p>家庭はすべての教育の出発点あるとの認識に立ち、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を十分に果たすとともに、地域全体で子どもを育む観点から取組を推進し、家庭における教育力の向上をめざします。</p>	教育委員会
<p>③ 人権を守り尊重する意識の啓発</p>	
<p>「白浜町人権学習推進基本方針」に基づき、住民一人ひとりが自主的、主体的に男女共同参画を含むあらゆる人権について認識を深めるため、講演会や広報紙、啓発冊子等を通じて啓発を行います。</p>	教育委員会
<p>「人権を大切に作る地域づくり講演会」を開催し、町民への学習機会を提供します。</p>	教育委員会 議会事務局 総務課
<p>広報紙等への掲載、人権週間街頭啓発活動、小中学校や保育園での人権教室の開催など、人権啓発を行います。</p>	総務課
<p>④ 男女共同参画に関する情報収集、情報提供</p>	
<p>町民への啓発に活用するため、男女共同参画に関する情報を収集し、情報提供します。</p>	総務課
<p>⑤ 性的マイノリティの方への理解促進</p>	
<p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する町民の理解を促進するため啓発に努めます。</p>	総務課
<p>⑥ 男女共同参画の視点に配慮した広報・出版物</p>	
<p>広報紙、啓発冊子、各機関等が発行する刊行物やホームページについて、固定的な性別役割分担を助長するイラストを避けるなど、男女共同参画の視点に配慮した表現を行うよう努めます。</p>	各課

2 保育園・幼稚園・小中学校での教育

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は幼少の頃から長年にわたり形成されます。そのため、保育園・幼稚園・小中学校において、男女平等意識や人権意識を育てていくことは重要です。本町では若い世代ほど男女共同参画に関する学習経験も高く、教育による成果は着実に出てきているところです。今後も取組を進め、その後の人生の選択において性別による固定観念にとらわれず、自分らしく生きていく力を育てます。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
① 自ら学ぶ習慣や学び合う力を育てる、発達段階に応じた人権教育 学校教育において、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女相互の望ましい人間関係について幅広く考える力を育てます。 学校、幼稚園、保育園を通じて、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮でき、将来を見通した自己形成ができるよう、自ら学ぶ習慣や学び合う力を育てます。	教育委員会 民生課
② 男女共同参画の視点に立った学校教育 男女混合名簿の使用など、ジェンダーにとらわれない指導や教育を行い、進路や職業などで将来の選択の幅を広げます。 性的マイノリティや性の多様性に関する理解を促進するとともに、性的マイノリティとされる児童生徒に寄り添った支援を行います。	教育委員会
③ メディア・リテラシー教育 性被害から身を守るとともに、他者に対し人権侵害を行わないためにメディア・リテラシー教育を行います。	教育委員会
④ 保護者会役員等指導的立場にある方に対する男女共同参画研修 子どもたちの指導的立場にある方にも男女共同参画に関する正しい知識を持ってもらうため男女共同参画研修を行います。	教育委員会

用語解説

メディア・リテラシー

「メディアを主体的に読み解く能力」、「メディアにアクセスし、活用する能力」、「メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力」の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

3 生涯学習の推進

男女共同参画社会基本法ができた時に既に学校を卒業していた方は、男女共同参画について学ぶ機会は限られており、生涯学習の果たす役割は大きいと考えられます。男女共同参画について学ぶことで、自分らしく生きることができ、豊かな人生を送ることにつながります。生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習する生涯学習を推進し、学びの機会を確保します。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 男女共同参画を進める生涯学習の推進	教育委員会
「第2次白浜町の教育に関する大綱」及び「白浜町生涯学習基本方針」に基づき、男女共同参画の視点に立ちながら、「個々が尊重される社会の形成」や「世代間交流によるまちづくり活動」などの事業を通し、一人ひとりがライフステージに応じて主体的に学び、自らの能力を高めるとともに、その成果を生かすことができる機会の充実に努めます。	

4 男女共同参画にかかる相談

男女共同参画に関する相談は、家庭、職場、地域など様々な場面で現れ、自分一人ではなかなか整理がつかない悩み事も見受けられます。住民に最も身近な相談窓口として相談者に寄り添って対応します。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 男女共同参画に関する相談	総務課
男女共同参画に関することや、女性が抱える様々な悩み事について、相談者のプライバシーに配慮しながら、庁内他部署や関係機関と連携して相談対応を行います。	
② 男女共同参画に関する相談窓口の周知	総務課
悩み事の早期解決が図られるよう、和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”相談室などの専門機関の相談窓口を周知します。	

5 町職員・教職員の意識向上

職員や教職員が男女共同参画について正しい認識を持ち、行政施策の立案・実施や学校教育に取り組めるよう、常に意識の向上に努めます。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 町職員、教職員の人権意識の高揚 町職員や教職員の男女共同参画の基礎となる人権意識を高めるため、研修の実施や自己研鑽を図ります。	総務課 教育委員会
② 固定的な性別役割分担意識等の見直し 職場に残る固定的な性別役割分担意識や慣習については、各所属において随時自己点検し、是正を図ります。	各課

《基本目標1に関する数値目標》

指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合*	63.5%	80.0%
社会全体で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	14.0%	30.0%
家庭生活で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	33.1%	50.0%
男女共同参画推進にかかる啓発講座・イベントの開催数	4	現状値以上
広報紙への啓発記事の掲載数	2	現状値以上

(*) 住民アンケート調査より

基本目標 2 働く環境における男女共同参画の推進

女性の就業率が上昇した社会では、かつてのように家事・育児・介護などを女性が全て負担するような働き方では、女性の負担が重くなりすぎ、健康を害したり、仕事でも十分に能力が発揮できなくなります。男性も女性も持続的に生き生きと働くためにはワーク・ライフ・バランスがとれ、家事や育児、介護、地域活動に十分に時間を費やせるような状態であることが重要です。さらに、セクシュアル・ハラスメントを受けたという人も増えており、ハラスメントを防止する職場環境も大切です。住民アンケート調査からはワーク・ライフ・バランスが大切と分かっていますが、仕事を優先せざるを得ない実態も分かりました。県や関係機関と連携して事業者働きかけ、働き方改革を着実に実行し、誰もが働きやすく、生活しやすい社会づくりに取り組みます。また、農林水産業や自営業者にも労働条件の改善などを働きかけます。

男性の家事・育児・介護参画が進まないのは労働の現場だけの問題ではなく、意識の問題等があります。啓発等、労働者等に対する働きかけにも取り組みます。

1 事業者に対する働きかけ

充実したワーク・ライフ・バランスを達成するため、働き方改革が進められていますが、これらの法律等が着実に実行されるためには、事業者の理解と実践が必要不可欠です。周知の媒体を増やし、県や関係機関と連携を強化するなど様々な機会を通じて事業者働きかけを行い、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることのない、仕事と生活を豊かに過ごせる雇用環境の実現に努めます。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 事業者における男女共同参画の意識向上	
男女共同参画社会の趣旨など、基礎的な知識を幅広く普及啓発し、事業者がワーク・ライフ・バランスの充実策に取り組む素地をつくります。	総務課
② 男女共同参画にかかる労働関係法・制度等の周知・啓発	
県や関係機関と連携して、経済団体等を通じ、雇用の不安定なパートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	観光課

用語解説

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手方の意に反したり、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより就業・学業等において一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味する。

施策・施策内容	担当課
<p>③ ワーク・ライフ・バランスの啓発</p> <p>県や関係機関と連携し、経済団体等を通じ、事業者に次のような働きかけを行い、ワーク・ライフ・バランスに対する取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般事業主行動計画」の策定を呼びかけます。 ・仕事と育児・介護の両立のため、育児・介護休業法制度の普及啓発に努めます。 ・多様な労働形態について情報提供に努めます。 ・長時間労働の抑制や、年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかけます。 ・男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを呼びかけます。 <p>町内事業者等のワーク・ライフ・バランスに関する優れた取組事例を紹介することで普及を図ります。</p>	観光課
<p>④ ポジティブ・アクション等の啓発</p> <p>男女労働者の格差解消のため、女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用の拡大などポジティブ・アクションについて、県や関係機関と連携し、経済団体等を通じ啓発します。</p> <p>県や関係機関と連携、経済団体等を通じ自己啓発・能力開発への助成制度等の情報提供を図ります。</p>	観光課
<p>⑤ セクシュアル・ハラスメント等の防止</p> <p>広報紙等でセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、ハラスメントの防止について広く啓発します。</p> <p>県や関係機関と連携し、経済団体等を通じ事業者に対し、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する法令順守について啓発します。</p>	観光課
<p>⑥ 性的マイノリティの方が働きやすい職場の整備</p> <p>職場において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を促進するため、県や関係機関と連携し、経済団体等を通じて事業者に対し就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うよう啓発します。</p>	総務課
<p>⑦ 母性保護、メンタルヘルスの周知</p> <p>女性が、妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けられるよう、県や関係機関と連携し、経済団体等を通じて事業者に対し母性保護に関する法律の周知徹底に努め、母性保護への認識と理解を深めます。</p> <p>働く人の心の健康を守るため、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的な実施を呼びかけます。</p>	観光課

用語解説

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどで、実質的な機会均等を実現することを目的に講じる暫定的な措置のこと。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育休などを理由とし、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行ったり、妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されること。

母性保護

妊娠、出産、授乳などの母性機能を保護すること。男女雇用機会均等法・労働基準法等では、事業主に対して、従業員の妊娠、出産、育児に対して一定の措置を行うよう求めている。

メンタルヘルス

こころの健康状態のこと。各種労働関係法規では、企業に対して、従業員に向けた適切なメンタルヘルス対策を求めている。

2 農林水産業・自営業者等に対する働きかけ

農林水産業や、商工、観光等の自営業者は、家族経営が多く、女性の労働は家事・育児・介護との二重労働になるなど負担が多くなる傾向があります。労働条件の改善の啓発や家族経営協定の普及を図ります。

また、農林水産業や自営業等に携わる女性経営者に対する支援、方針決定過程への女性の参画、女性の起業支援等、支援を図ります。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
① 農林水産業、観光・商工等自営業者における労働条件の改善	
県や関係機関と連携し、経済団体等を通じ、農業や自営業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	農林水産課 観光課
② 農業における家族経営協定の締結啓発	
家族内で役割の明確化、収益の分配などのルールを決める家族経営協定の締結を促進することで女性の経営参画を進めます。	農林水産課
③ 女性経営者等への経営や技術に関する研修機会の充実	
県や関係機関と連携し、経済団体等を通じ既に経営者である女性や農業や漁業など自営業を営む女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し支援に努めます。	農林水産課 観光課
④ 方針決定過程への女性の参画促進	
県や関係機関と連携し、経済団体等を通じて事業者等に固定的な性別役割分担意識の見直しを働きかけます。また、農林水産業、商工・観光業関連団体の役員登用など、方針決定過程への女性の参画を促進します。	農林水産課 観光課
⑤ 女性の起業支援	
商工会と連携して、起業をめざす方に対して「チャレンジショップ」などの情報提供を行います。	観光課

用語解説

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

チャレンジショップ

白浜町商工会が、商工会館内に令和5年11月に開設した起業支援スペース。製品・商品の展示スペースを設け、起業者の販路開拓等を支援する。

3 労働者等に対する働きかけ

ワーク・ライフ・バランスを進める上で、事業者への働きかけとともに、労働者の固定的役割分担意識の見直しが非常に重要となります。特に男性の家事・育児・介護等に対する積極的な参加を促していきます。また、労働相談やセクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の周知など、問題の早期解決が図られるよう取り組みます。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
<p>① 男性の家事・育児等促進啓発</p> <p>出産前に妊婦体験などを行う家族向け講座「ファミリークラス」の案内時に、父親参加を勧奨するなど、子育て講座等の事業へ父親の参加を積極的に呼びかけます。</p> <p>男性向けに家事・育児・介護等の講座を開催します。</p> <p>子育てや介護に参画する男性ネットワークづくりを支援します。</p>	住民保健課
<p>② 仕事と子育て・介護の両立支援の充実</p> <p>「白浜町次世代育成支援地域行動計画」「白浜町地域福祉計画」「白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画」に基づき、多様なニーズに応じた保育サービスや高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等、各種サービスの充実を図ります。</p> <p>育児相談や子育て講座、家族介護者に向けた講座等を通じて子育てや介護の負担軽減を図り、働きながら安心して子育てや介護ができる環境を整備します。</p>	民生課
<p>③ 固定的性別役割分担意識の見直しの啓発（再掲）</p> <p>広報紙等による情報提供等により、家庭や地域において男女不平等が残る慣習やしきたりの見直しをすすめます。</p>	総務課
<p>④ 労働相談窓口の周知</p> <p>県や関係機関と連携し、経済団体等を通じて事業者へ労働相談の窓口について周知し、ワーク・ライフ・バランスに関する悩み事の早期解決を図ります。</p>	観光課
<p>⑤ セクシュアル・ハラスメント等相談窓口の周知</p> <p>県や関係機関と連携し、経済団体等を通じて事業者へセクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について周知を図り、早期解決と被害の救済につなげます。</p>	観光課
<p>⑥ 女性の就労支援</p> <p>ハローワーク等関係機関と連携し、就職についての相談や女性の職業能力開発に向けた訓練や研修についての情報提供に努めます。</p>	観光課

《基本目標 2 に関する数値目標》

指標内容	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 15 年度)
職場での男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	26.6%	30.0%
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉の認知度*	67.8%	90.0%
現状で「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている人の割合*	15.4%	現状値以上
くるみん・えるぼし認定企業数(厚生労働省)	1 事業者	10 事業者
従業員 100 人以下の事業所で一般事業主行動計画を公表している事業所数	8 事業者	25 事業者
農業における家族経営協定の締結数	3	現状値以上

(*) 住民アンケート調査より

用語解説

くるみん

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局へ申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。

えるぼし

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができる。

基本目標 3 安心・安全の社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。DVについては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、県と連携しながら、防止啓発、相談、保護、回復支援といった切れ目のない支援や、徹底した情報保護に取り組めます。令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に対応し、困難を抱える女性に対し、DVと同様に県と連携を深め支援に取り組めます。

また、様々な差別や困難に加え、女性であることでさらに困難な状況に置かれる場合があります。多様な困難、複合的な困難を抱える方に対する支援に取り組めます。

男女の身体的性差やジェンダーが、様々な健康上のリスクと関係していることがあります。これらのことに気づき、理解を深め、生涯を通じて健康が保たれるよう支援します。

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

DVは、配偶者や恋人などからの暴力のことで、配偶者には事実婚や元配偶者も含み、男女を問いません。女性から男性への暴力もありますが、多くは男性から女性への暴力であるのが現実です。女性への暴力は、男女共同参画を阻害する大きな要因となっており、住民アンケート調査によると、前回調査よりもDVを受けた人の割合は増加しています。県や関係機関と連携しながら、DV防止の啓発から、相談、保護と切れ目のない支援を行っていきます。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① DV防止の啓発	
暴力は人権を侵害するものであり、犯罪であるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、ホームページ及び広報紙等への掲載により啓発します。 広報紙等により、国、県、町、警察等が行っている被害者支援の周知徹底を図ります。	総務課
学校において、デートDV防止を啓発します。	教育委員会

施策・施策内容	担当課
② DV相談窓口周知等 DV相談窓口の周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるよう、関係機関との連携を強化します。 男女共同参画・暴力等に関する相談窓口一覧について周知を図り、早期対応につなげます。	総務課
③ DV対応での関係機関の連携 地域や関係機関、民生委員・児童委員との連携によって、問題の早期発見や、相談窓口の利用勧奨を図ります。 県や近隣市町村、関係機関等と連携し、被害者の安全の確保、就業・住宅等自立支援など、切れ目のない支援を行います。 庁内で連携し被害者の個人情報の保護を徹底します。	総務課 民生課 住民保健課 教育委員会

用語解説

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律。

女性に対する暴力をなくす運動

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化する運動。

デートDV

若年層を中心とした、交際相手から振られる暴力のこと。相手の交友関係や行動を制限する、怒鳴る、身体的な暴力を振るう、性行為を強要するなど、様々な形態の暴力を含む。

身体的性差

性染色体、性ホルモン、身体構造等の生物学的な特徴でもって現れる性差のこと。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような性差は「社会的性差」と呼ばれる。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現するために制定された法律。

2 多様な困難、複合的な困難を抱える方への支援

女性であることにより様々な困難に直面することが多いことから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年に制定されました。また、高齢者、障害者、外国人等の女性は、それぞれ社会的困難を抱えている場合が多く、性差による偏見との複合的な困難を抱えることとなります。性的マイノリティの方やひとり親の生きづらさも、ジェンダーによる偏見や、男女格差に起因するところが多くあります。これらの課題は男女共同参画社会の推進と直結する課題であり、県や関係機関と連携し解決に向けて支援していきます。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
<p>① 困難な問題を抱える女性への支援</p> <p>女性であることにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題（性的な被害、経済的困窮等）に直面する女性に対して、庁内他部署や関係機関と連携して、相談対応を行います。</p> <p>困難な問題を抱える女性に対する支援を充実させるため、庁内他部署や関係機関との連携を強化します。</p>	総務課
<p>② 性的マイノリティの方への支援</p> <p>和歌山県男女共同参画センター”りいぶる”LGBTQ相談など、専門相談窓口を周知します。</p> <p>県と連携し、性的マイノリティの方が生活しやすい社会づくりをめざします。</p>	総務課
<p>③ ひとり親家庭への支援</p> <p>ひとり親家庭への支援施策を周知するとともに、支援情報を庁内で共有しスムーズな施策利用につなげます。</p> <p>ひとり親家庭が抱える様々な悩み事について、相談者のプライバシーに配慮しながら、庁内他部署や関係機関と連携して相談対応を行います。</p>	総務課 住民保健課 民生課 教育委員会

用語解説

LGBTQ

性的マイノリティの方を表す総称の1つ。「レズビアン（女性同性愛者）」「ゲイ（男性同性愛者）」「バイセクシュアル（両性愛者）」「トランスジェンダー（心と体の性が異なる人）」「クィア/クエスチョニング（性的指向、ジェンダーアイデンティティが定まらない人）」の頭文字をとっている。

施策・施策内容	担当課
<p>④ 高齢者、障害者、在住外国人の方等への支援</p> <p>「白浜町地域福祉計画」「白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画」に基づき、多様なニーズに応じた高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等、各種サービスの充実を図ります。（再掲）</p> <p>また、高齢者や障がいのある方の社会参加の機会が確保され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会の実現をめざします。</p>	民生課
<p>高齢者の生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進します。</p> <p>高齢者がその年齢にふさわしい社会的能力を高めることにより、積極的に社会参加や役割を担い、健康で生きがいのある生活を高める高齢者教育を推進します。</p>	教育委員会
<p>在住外国人の方が困ったときに相談できる、和歌山県国際交流センターや法務省外国人在留支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。</p> <p>DV等の相談にも対応できるよう関係機関との連携を強化します。</p>	総務課

3 男女共同参画を支える健康づくり

男女共同参画社会を形成するためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いの人権を尊重することが前提です。特に性と子どもを産むことに関して理解を深めておくことが男女ともに重要であり、啓発や教育を進めます。

また、女性の心身の状態は年代によって大きく変化するという特性があり、社会進出が進むなど社会的環境の変化も心身に影響を与えます。男性についても健康を害する生活習慣、自殺やひきこもりの割合が女性よりも高く、背景に弱音が吐けないなどのジェンダーによる思い込みが指摘されています。生涯を通じて健康が保たれるよう健康支援や体力づくり、健康をおびやかす問題から身を守れるよう支援します。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と子どもを産むことに関わるすべてにおいて自分自身で決められる権利）の考え方についての理解促進に向け、広報紙等による周知と情報提供に努めます。	総務課
学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、性教育及び健康教育を行い、正しい情報により啓発します。 (小学校) ・思春期における体の発育・発達、異性への関心の芽生え等について指導します。 (中学校) ・性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにします。 ・エイズ及び性感染症について、疾病概念や感染経路について理解できるようにします。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身につける必要があることを理解できるようにします。	教育委員会
② 妊娠・出産に関する支援 妊娠・出産にあたっての必要な保健指導及び相談事業の充実に努めます。支援が必要な妊産婦について、関係機関と連携して支援します。 妊娠届出時の面談や妊産婦の家庭訪問において、個々に応じた保健指導及び相談支援を行います。	住民保健課

施策・施策内容	担当課
<p>③ 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めます。</p> <p>がん検診については、毎年受診してもらえよう、個別案内や広報紙により周知します。</p> <p>男女それぞれの年代に応じた健康教育・健康相談などの充実を図ります。</p> <p>毎年テーマを決めて健康教室等を実施します。</p> <p>町内の各種団体を対象に医師・栄養士・理学療法士等を講師として、「健康講演会」を開催します。</p>	住民保健課
<p>生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備します。</p> <p>町民の生活の中に、体育・スポーツ活動を定着させ、健康の増進と体力の向上を図るとともに、楽しいコミュニティの場を形成する生涯スポーツ活動を推進します。</p> <p>健康づくりのひとつとして、楽しみながら健康維持・増進と体力向上を図るため、サークル活動など各種機関・団体と連携した社会体育活動を推進します。</p>	教育委員会
<p>④ 健康をおびやかす問題</p>	
<p>中学校において、エイズ及び性感染症について、疾病概念や感染経路について理解できるようにします。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身につける必要があることを理解できるようにします。</p> <p>(再掲)</p>	教育委員会
<p>関係機関と連携し、自殺対策の取組、臨床心理士による無料カウンセリング事業等、自殺防止対策を実施します。</p>	民生課
<p>各関係機関との連携のもと、自殺予防、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響について住民の理解を深め、指導や啓発に努めます。</p> <p>しら・はぐフェスティバル内の健康まつりで、県と協力して薬物乱用防止に関する啓発を行います。</p>	住民保健課

《基本目標 3 に関する数値目標》

指標内容	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 15 年度)
ドメスティック・バイオレンス (DV) という言葉の認知度*	88.5%	100.0%
身体的暴力を受けたことのある人の割合 (女性) *	12.2%	現状値未満
精神的暴力を受けたことのある人の割合 (女性) *	24.3%	現状値未満
性的暴力を受けたことのある人の割合 (女性) *	6.9%	現状値未満
経済的暴力を受けたことのある人の割合 (女性) *	5.8%	現状値未満
社会的暴力を受けたことのある人の割合 (女性) *	11.0%	現状値未満
身体的暴力を受けたことのある人の割合 (男性) *	1.2%	現状値未満
精神的暴力を受けたことのある人の割合 (男性) *	11.9%	現状値未満
性的暴力を受けたことのある人の割合 (男性) *	1.9%	現状値未満
経済的暴力を受けたことのある人の割合 (男性) *	3.1%	現状値未満
社会的暴力を受けたことのある人の割合 (男性) *	2.5%	現状値未満
子宮頸がん検診の受診率	13.4% 注	現状値以上
乳がん検診の受診率	11.6% 注	現状値以上

(*) 住民アンケート調査より

(注) 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の現状値は令和 4 年度の値

基本目標 4 行政をはじめとする政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

あらゆる分野の政策・方針決定過程において、過去から続いている男性優位の構造を変えるためには、より一層の努力が必要です。女性が指導的立場になかなかたがらないことを女性の責任としてしまうと、背景にあるジェンダーの問題を見落としてしまうことにつながります。女性のエンパワーメントを促進し、力を引き出すことで、リーダー的な女性の育成に取り組みます。

また、行政組織における男女共同参画を推し進めることで、町全体の男女共同参画の気運が醸成されるよう取組を強化します。

地域活動における男女共同参画を促すとともに、防災・災害復興における男女共同参画の推進にも取り組みます。

1 女性のエンパワーメントの促進

女性があらゆる分野で活躍し、政策や方針決定の場に参画するためには、ジェンダーを背景に意思決定の場に参画できなかった状態から、問題に気づき自らの力を引き出すことが重要であり、それが「女性のエンパワーメント」となります。女性のエンパワーメントを促進するため、学習の機会の提供や地域リーダーの育成を進めます。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 学習機会の確保・充実	
女性が様々な分野に意欲的に参画することができるよう、学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進します。	各課
「第2次白浜町の教育に関する大綱」に基づき、学習機会の確保・充実に努めます。	教育委員会
② 地域リーダーの育成	
各団体において、自主的な人権学習や研修会を実施します。	教育委員会

用語解説

女性のエンパワーメント

女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し自律的な力をつけて発揮すること。

2 行政・教育・政治分野における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、審議会等委員や町職員の管理職の女性比率などの面で町の大きな課題となっています。「男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する」社会が男女共同参画社会です。男女ともに人材の育成を図りながら、より豊かで活力ある社会を構築するため、行政等公的分野での男女共同参画を推進します。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
① 審議会等委員への女性委員登用促進	
政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、地方自治法で規定する審議会等委員の女性比率を高めるよう努めます。	各課
審議会等委員への女性の積極的な登用について毎年関係課に対し文書で依頼します。 様々な分野で活躍している女性の情報を収集し、女性委員登用時の参考資料として関係課に情報提供することで登用促進を図ります。	総務課
② 女性の管理職への登用推進と職域拡大	
政策・方針決定過程における男女共同参画及び性別に関わらない人員配置の推進のため、女性職員の昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。	総務課
③ ワーク・ライフ・バランスの推進	
各課管理職に男性職員の育児休暇取得について特段の配慮を求め、育児休暇の取得を促進します。	総務課
管理職は男性職員が育児休暇を取得しやすい雰囲気をつくることに努めます。	各課
④ 白浜町特定事業主行動計画の推進	
「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画の目標達成に向けて、取組を徹底します。	総務課
⑤ 政治分野における女性の参画拡大	
「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、議会における環境の整備やセクシュアル・ハラスメントを防止する研修を行うよう努めます。	議会事務局

3 地域活動における男女共同参画の推進

若い世代では男女共同参画に関する学習経験がある人も多く、徐々に男女共同参画の意識が浸透してきていますが、地域では、古い慣習やしきたりが根強く残っている場合や、固定的な性別役割分担意識により男性優位となっている場合が多くあります。地域全体で男女共同参画を推進しようとする機運の醸成を進めるとともに、地域活動の方針決定過程においても男女がともに話し合い、誰もが参加しやすい地域活動を支援します。

〈具体的施策〉

施策・施策内容	担当課
① 地域活動における男女共同参画の推進	
環境・防犯・防災等、行政と関わりの深い地域課題に取り組む地域の活動に対し、あらゆる機会を通じて男女共同参画を啓発し、男女がともに意見を交わし方針を決定するよう促します。	各課
地域の様々な活動において、性別による固定的な役割等にとらわれず男女がともに参画する地域づくりに取り組めるよう、男女共同参画の視点の導入を働きかけます。	総務課

用語解説

白浜町特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条の規定に基づき白浜町が定める計画。

政治分野における男女共同参画推進法

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）。政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するために制定された法律。

4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、災害から受ける女性と男性の影響の違いなどに十分に配慮した災害対応を行うため、災害前から男女共同参画の視点で防災体制を構築する必要があります。これらのことに鑑み、防災・災害復興には女性の視点は不可欠であり、防災・復興体制における男女共同参画を推進します。

《具体的施策》

施策・施策内容	担当課
① 防災に関する政策・方針決定過程等への女性の参画促進 「白浜町地域防災計画」に基づき、男女双方の視点に配慮した防災体制を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。	地域防災課
② 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 地域の防災力向上を図るため、男女共同参画の視点に立った防災対策に取り組みます。 避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点に立って取り組みます。 男女共同参画の視点に立った復興計画の策定及び復興体制の確立に取り組みます。	地域防災課

《基本目標4に関する数値目標》

指標内容	現状値	目標値 (令和15年度)
審議会等における女性の登用率	26.8% (令和4年度)	40.0%
町職員の女性管理職登用率	0.0% (令和4年度)	30.0%
町職員の男性育児休業取得率	0.0% (令和3年度)	17.0%
防災会議委員に占める女性比率	4.5% (令和4年度)	15.0%
自治会長に占める女性の割合	0.0% (令和4年度)	現状値以上
地域活動の場で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	32.9% (令和5年度)	50.0%

(*) 住民アンケート調査より

第5章 推進体制

1 庁内推進体制の整備

白浜町男女共同参画推進本部会議の設置

副町長を本部長とし、各課課長を男女共同参画推進本部員に任命し、男女共同参画推進本部会議を開催する。

(推進本部員の役割)

- ・男女共同参画推進本部会議への出席
- ・年1回、男女共同参画基本計画に関する進捗状況を総務課に報告する
- ・所管する審議会等の女性委員比率を向上に取り組む
- ・育児休業取得対象である男性職員に対し育児休業の取得を推奨する

(推進本部会議の役割)

- ・計画の策定及び実施に関すること
- ・基本計画の策定にかかる諸施策の協議及び総合調整に関すること
- ・その他男女共同参画の推進に関すること

2 進捗状況の把握及び公表

年1回、男女共同参画基本計画に関する進捗状況について各課より報告を受け、ホームページで公表する。

報告内容は次の内容を含む。

- ・数値目標
- ・1年間の取組内容

3 PDCAサイクルによるフィードバック

進捗状況の取りまとめ結果を男女共同参画推進本部会議を開催して共有し、意見交換を行い次年度事業に反映する。

4 中間見直し

計画策定から5年経過後に中間見直しを行い、必要に応じ計画改定を行う。なお、社会情勢等の変化により計画改定の必要が出た時は適宜、改定を行うものとする。

用語解説

PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の1つ。

資料編

- ・ 数値目標一覧
- ・ 白浜町男女共同参画推進懇話会要綱
- ・ 白浜町男女共同参画推進懇話会委員名簿
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

数値目標一覧

基本 目標	指標内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合*	63.5%	80.0%
	社会全体で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	14.0%	30.0%
	家庭生活上で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	33.1%	50.0%
	男女共同参画推進にかかる啓発講座・イベントの開催数	4	現状値以上
	広報紙への啓発記事の掲載数	2	現状値以上
2	職場での男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*	26.6%	30.0%
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉の認知度*	67.8%	90.0%
	現状で「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている人の割合*	15.4%	現状値以上
	くるみん・えるぼし認定企業数(厚生労働省)	1 事業者	10 事業者
	従業員100人以下の事業所で一般事業主行動計画を公表している事業所数	8 事業者	25 事業者
	農業における家族経営協定の締結数	3	現状値以上
3	ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉の認知度*	88.5%	100.0%
	身体的暴力を受けたことのある人の割合(女性)*	12.2%	現状値未満
	精神的暴力を受けたことのある人の割合(女性)*	24.3%	現状値未満
	性的暴力を受けたことのある人の割合(女性)*	6.9%	現状値未満
	経済的暴力を受けたことのある人の割合(女性)*	5.8%	現状値未満
	社会的暴力を受けたことのある人の割合(女性)*	11.0%	現状値未満
	身体的暴力を受けたことのある人の割合(男性)*	1.2%	現状値未満
	精神的暴力を受けたことのある人の割合(男性)*	11.9%	現状値未満
	性的暴力を受けたことのある人の割合(男性)*	1.9%	現状値未満
	経済的暴力を受けたことのある人の割合(男性)*	3.1%	現状値未満
	社会的暴力を受けたことのある人の割合(男性)*	2.5%	現状値未満
	4	子宮頸がん検診の受診率	13.4% (注1)
乳がん検診の受診率		11.6% (注1)	現状値以上
審議会等における女性の登用率		26.8% (注1)	40.0%
町職員の女性管理職登用率		0.0% (注1)	30.0%
町職員の男性育児休業取得率		0.0% (注2)	17.0%
防災会議委員に占める女性比率		4.5% (注1)	15.0%
自治会長に占める女性の割合		0.0% (注1)	現状値以上
地域活動の場で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合*		32.9%	50.0%

(注1) ここでの現状値は令和4年度の値

(注2) ここでの現状値は令和3年度の値

(*) 住民アンケート調査より

○白浜町男女共同参画推進懇話会要綱

平成 24 年 2 月 14 日

要綱第 2 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日要綱第 9 号

令和 4 年 3 月 1 日要綱第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、白浜町附属機関設置条例（令和 4 年白浜町条例第 13 号）第 3 条の規定に基づき、白浜町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に必要な施策及び諸問題について審議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 12 人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 懇話会の事務局は、総務課企画政策係に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日要綱第 5 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の白浜町男女共同参画推進懇話会設置要綱の規定により委嘱されている委員は、この要綱の規定により委嘱された委員とみなす。

白浜町男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属	備考
來 栖 末 美	白浜町各種婦人団体連絡協議会 会長	会長
冷 水 喜久夫	白浜町人権委員会 会長	副会長
堅 田 チヤ子	白浜町人権のまちづくり女性連絡会 会長	
愛 須 良 子	白浜町商工会女性部 部長	
須 本 宏 平	日置川町商工会青年部 部長	
萬 歳 悠	白浜町P T A連絡協議会 会長	
久 保 満 子	和歌山県女性活躍企業同盟参加企業	
榎 本 和 夫	白浜町民生委員児童委員協議会 会長	
坂 本 登志美	富田婦人連絡会 会長	
川 口 祥 子	日置川女性会 会長	
廣 畑 美 香	白浜町職員労働組合女性部 部長	

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか

一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により

指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する

ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的

な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規

則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で

あった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立て

により、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項

の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければ

ならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」と

あるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者

の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とある

のは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規

定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定
公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定
公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定
公布の日

二 第21条の改正規定(民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。))
附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和5年6月14日法律第53号) 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第32章の規定及び第388条の規定
公布の日

二 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯

罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 39 条第 2 項の改正規定、第 45 条の規定（民法第 98 条第 2 項及び第 151 条第 4 項の改正規定を除く。）、第 47 条中鉄道抵当法第 41 条の改正規定及び同法第 43 条第 3 項の改正規定、第 48 条及び第 4 章の規定、第 88 条中民事訴訟費用等に関する法律第 2 条の改正規定、第 91 条の規定、第 185 条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 12 条第 3 項の改正規定、第 198 条の規定並びに第 387 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして

労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生

労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会
の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会
の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら
ない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組
織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し
必要があると認めるときは、第8条第1項に規定
する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例
認定一般事業主である同条第7項に規定する一般
事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若し
くは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しく
は第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽
の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主
又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公
表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事
業主である第8条第7項に規定する一般事業主に
対し、前条の規定による勧告をした場合において、
当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、
その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第
15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生
労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところ
により、その一部を都道府県労働局長に委任する
ことができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律
の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安
定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令
に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以
下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1
年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6

月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、
労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第
37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第
39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30
万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用
する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第
50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の
報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第
50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁
をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第
51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為
をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は
人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は
虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処す
る。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を
除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並び
に附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施
行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、
その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に
従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密
については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を
含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定
する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に
関して知り得た秘密については、第28条の規定(同
条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわ
らず、同項に規定する日後も、なおその効力を有
する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の
適用については、この法律は、第1項の規定にか
かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有

する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の

規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」と

あるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年法律第 28 号
最終改正 令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）

にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第 9 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 6 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第 8 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 9 条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号）

この法律は、公布の日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 4 年法律第 52 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第 5 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が

図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第 6 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 7 条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援

護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条

第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ず

ることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁し

た費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本

方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和 5 年法律第 68 号

(目的)

第 1 条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第 3 条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第 4 条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第 6 条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向

及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第 10 条第 3 項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第 7 条 政府は、毎年 1 回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第 8 条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長

に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5での規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっ

ては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第2次白浜町男女共同参画基本計画
(しらはまウィズプラン)

令和6年3月

白浜町役場 総務課企画政策係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600

TEL: 0739-43-5555 FAX: 0739-43-5353

第2次 白浜町男女共同参画基本計画

白浜町総務課企画政策係 令和6年3月発行
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600
電話：0739-43-5555 FAX：0739-43-5353